

事業概要

令和4年版

 東京都立多摩総合精神保健福祉センター

は じ め に

令和3年度の東京都立多摩総合精神保健福祉センターの事業実績をまとめた令和4年版事業概要をお届けします。

今年度は令和3年度から5年度までを計画期間とする「東京都障害者計画」・「第6期東京都障害福祉計画」の実施2年目となりますので、共生社会の実現を施策目標とする社会基盤の整備が進められる途上の段階にあたります。

国の「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」では、心のサポーター養成事業や市町村の精神保健相談体制の充実等をもって精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの基礎を固める方向性を示しております。また自治体による医療保護入院者への訪問相談の仕組みや、入院中の隔離・拘束の最小化を進めるための運用基準の策定等、入院患者の権利擁護に係る具体的な検討も進められており、これらは次の障害者制度改革に反映されていくものと推測されます。

また依存症に関しましては、令和元年度より3(総合)精神保健福祉センターが依存症相談拠点として位置付けられ、令和3年度には2回目の多摩地域版の地域連携会議を当センターで開催いたしました。今年度も継続して相談支援、人材育成、普及啓発、関係機関との連携強化等について取り組んでまいります。

令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の流行は、令和4年度に入りようやく終息の兆しも窺われていたところ、7月に入って新たな変異株による第7波が到来しました。長期化するコロナ禍がもたらした心理社会的・経済的な変動は様々な業界や世代はもとより家庭内まで波及しており、メンタルヘルスにも深刻な影響を招来しております。これらについても引き続き、相談や広報等、関連するセンター事業を動員して出来る限りの対応を講じていく所存です。

今後とも多摩地域における都民のこころの健康づくりや精神障害者の地域生活支援を推進するため、関係機関との協力や連携を一層強化するとともに、精神保健福祉活動における技術的な中核機関としての役割を全うできるよう努力してまいります。改めまして皆様方のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年 9月

東京都立多摩総合精神保健福祉センター

所長 井上 悟

目 次

第1章 多摩総合精神保健福祉センター概要

1	東京都における精神保健医療福祉施策の体系	3
2	沿革	4
3	所在地と施設	5
4	担当地域	7
5	組織及び事務分掌・定数	8
6	職員の配置状況	9
7	事業費	10
8	主要な委員会・会議	11

第2章 業務内容及び実績

第1節 広報援助課

1	技術援助	15
2	精神障害者地域移行体制整備支援事業	20
3	組織育成	26
4	精神保健福祉相談	28
5	アウトリーチ支援事業	40
6	人材育成	47
7	広報普及	50
8	調査研究	54
9	精神医療審査会	56
10	自立支援医療費制度（精神通院医療）及び 精神障害者保健福祉手帳の判定・交付	56
11	東京都災害時こころのケア体制整備事業	56
12	その他の精神保健福祉活動への支援	60

第2節 生活訓練科

1	医療デイケア	62
2	地域活動支援	71

第3節 各課・科共通

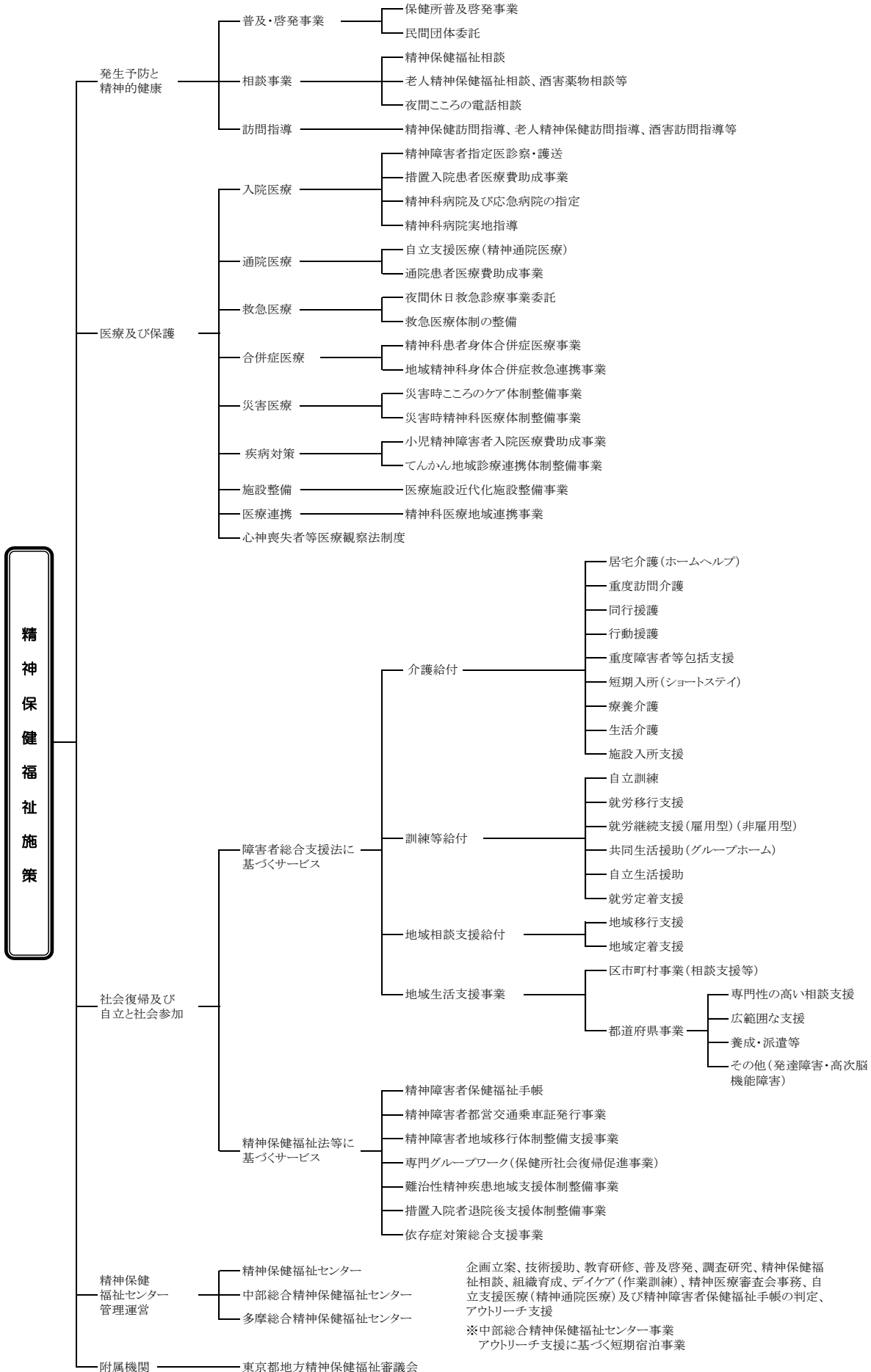
1	令和3年度利用者数（利用者の居住地別）	72
2	令和3年度援助件数（援助対象者の地域別）	73

注)各ページの構成比の合計については、端数処理により必ずしも100%とはならない場合があります。

第 1 章 多摩総合精神保健福祉センター概要

- 1 東京都における精神保健医療福祉施策の体系**
- 2 沿 革**
- 3 所在地と施設**
- 4 担当地域**
- 5 組織及び事務分掌・定数**
- 6 職員の配置状況**
- 7 事業費**
- 8 主要な委員会・会議**

1 東京都における精神保健医療福祉施策の体系 (令和4年4月1日現在)



2 沿 革

昭和61年11月	第2次東京都長期計画で計画化
昭和63年11月	多摩総合精神保健センター（仮称）設置準備委員会報告 （多摩総合精神保健センター（仮称）の設置に係る諸条件について）
平成 2年 9月	建設工事着工
平成 4年 4月	多摩総合精神保健センター開設
平成 4年 5月	相談部門、社会復帰訓練部門利用相談及び申込み開始
平成 4年 7月	精神保健相談、社会復帰訓練部門利用開始、健康保険法第65条第1項 保険医療機関指定
平成 4年10月	特定相談開始
平成 4年12月	理学療法等の施設基準に係る承認（精神科デイケア大規模）、 基準看護・基準給食・基準寝具設備実施承認及び施設基準承認、特別管 理給食加算承認
平成 7年 7月	ショートステイ事業開始、こころの夜間電話相談事業開始 多摩総合精神保健福祉センターに名称変更
平成 8年 4月	国庫負担（補助）金交付
平成 8年 7月	ホステル直接利用事業開始
平成11年 4月	老人（高齢者）精神医療相談事業開始
平成14年 4月	精神医療審査会の事務・通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手 帳の審査判定業務が精神保健福祉センター業務に加わる
平成16年 3月	こころの夜間電話相談事業終了
平成18年 4月	思春期・青年期精神科デイケア事業を開始
平成20年 4月	精神科ショートケアを開始
平成23年 3月	入所訓練事業終了
平成23年 4月	アウトリーチ支援事業及び短期宿泊事業を開始
平成28年 3月	短期宿泊事業を中部総合精神保健福祉センターに統合化 （当センターでの短期宿泊事業終了）
平成31年 3月	東京都老人性認知症専門医療事業終了

3 所在地と施設

(1) 所在地 〒206-0036 東京都多摩市中沢二丁目1番地3
 電話(代表) 042(376)1111
 FAX 042(376)6885

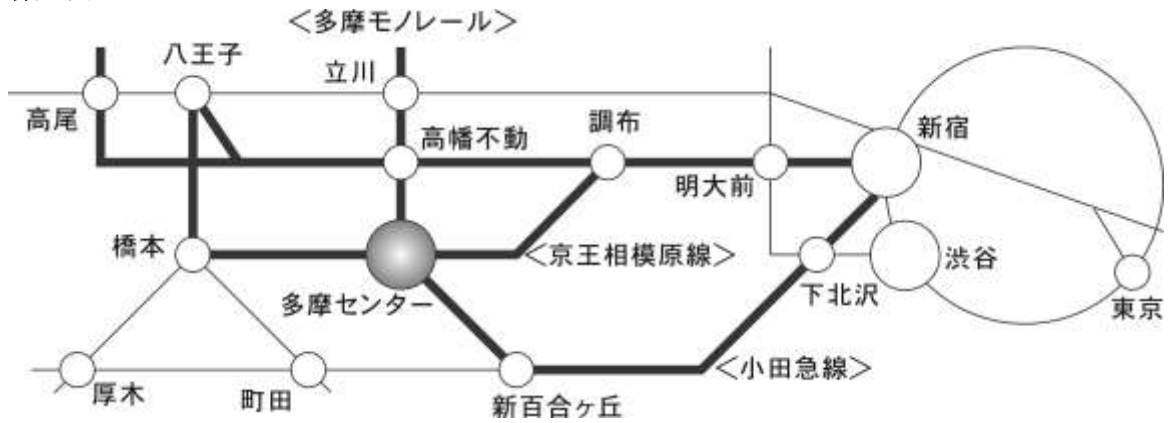
交通のご案内

<交通機関>

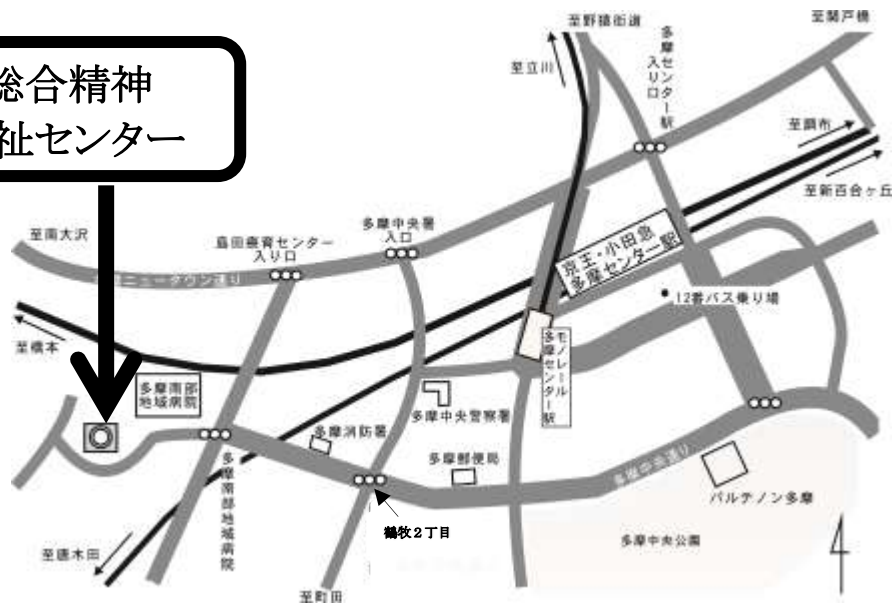
- 京王相模原線・・・ } 多摩センター駅下車
- 小田急多摩線 } 12番バス停より「多摩南部地域病院行き」終点下車すぐ
- 多摩都市モノレール } 又は徒歩約15分

- 京王線・・・・・・・・・・ 聖蹟桜ヶ丘駅下車
 9番バス停より「多摩南部地域病院行き」終点下車すぐ

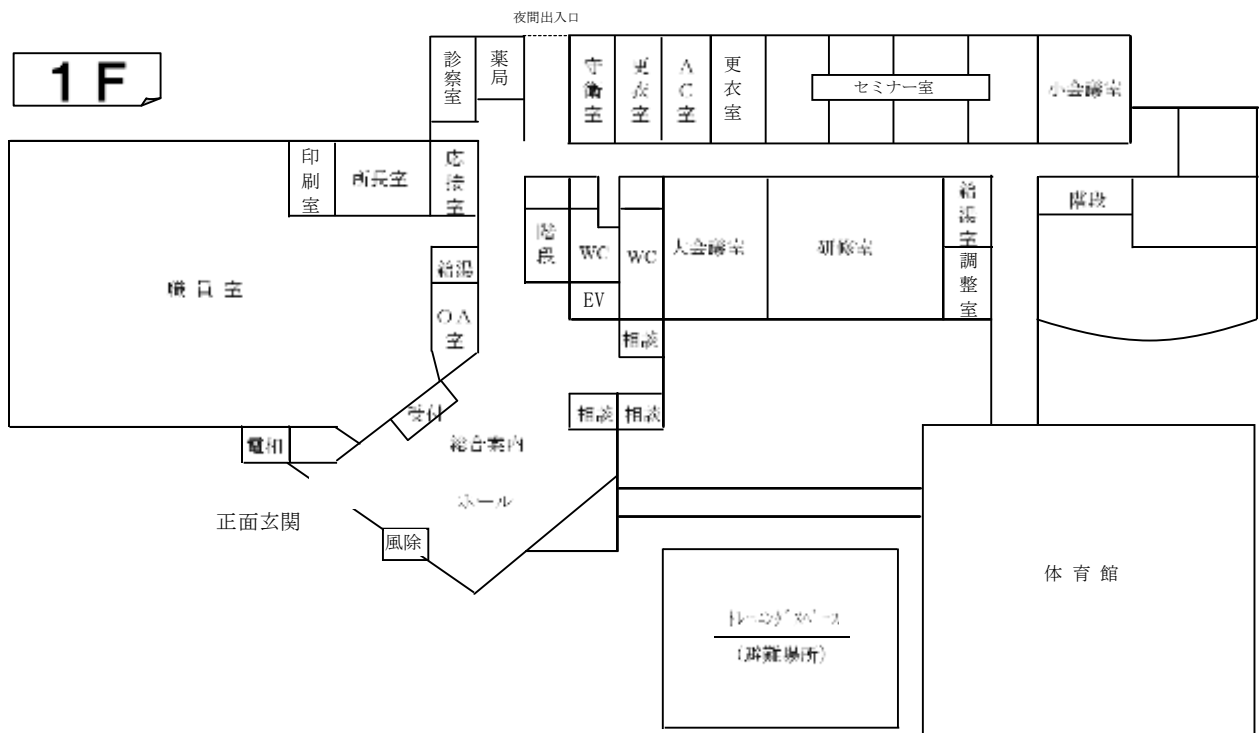
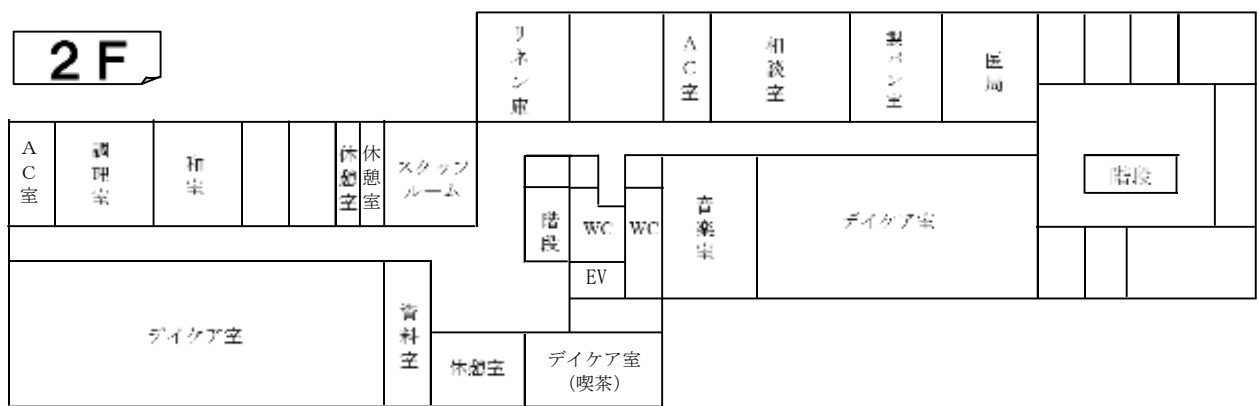
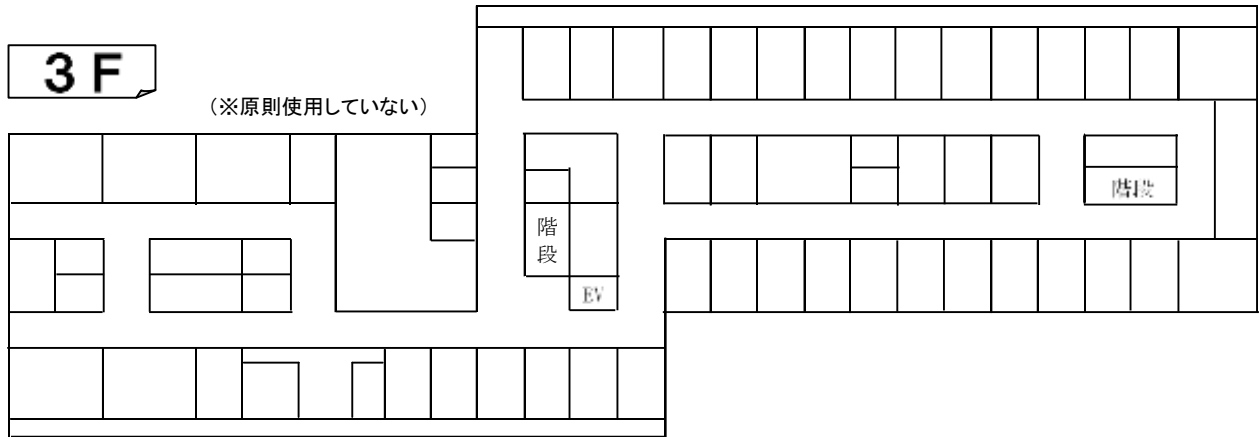
<案内図>



**多摩総合精神
保健福祉センター**



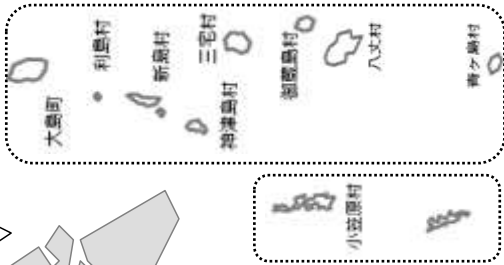
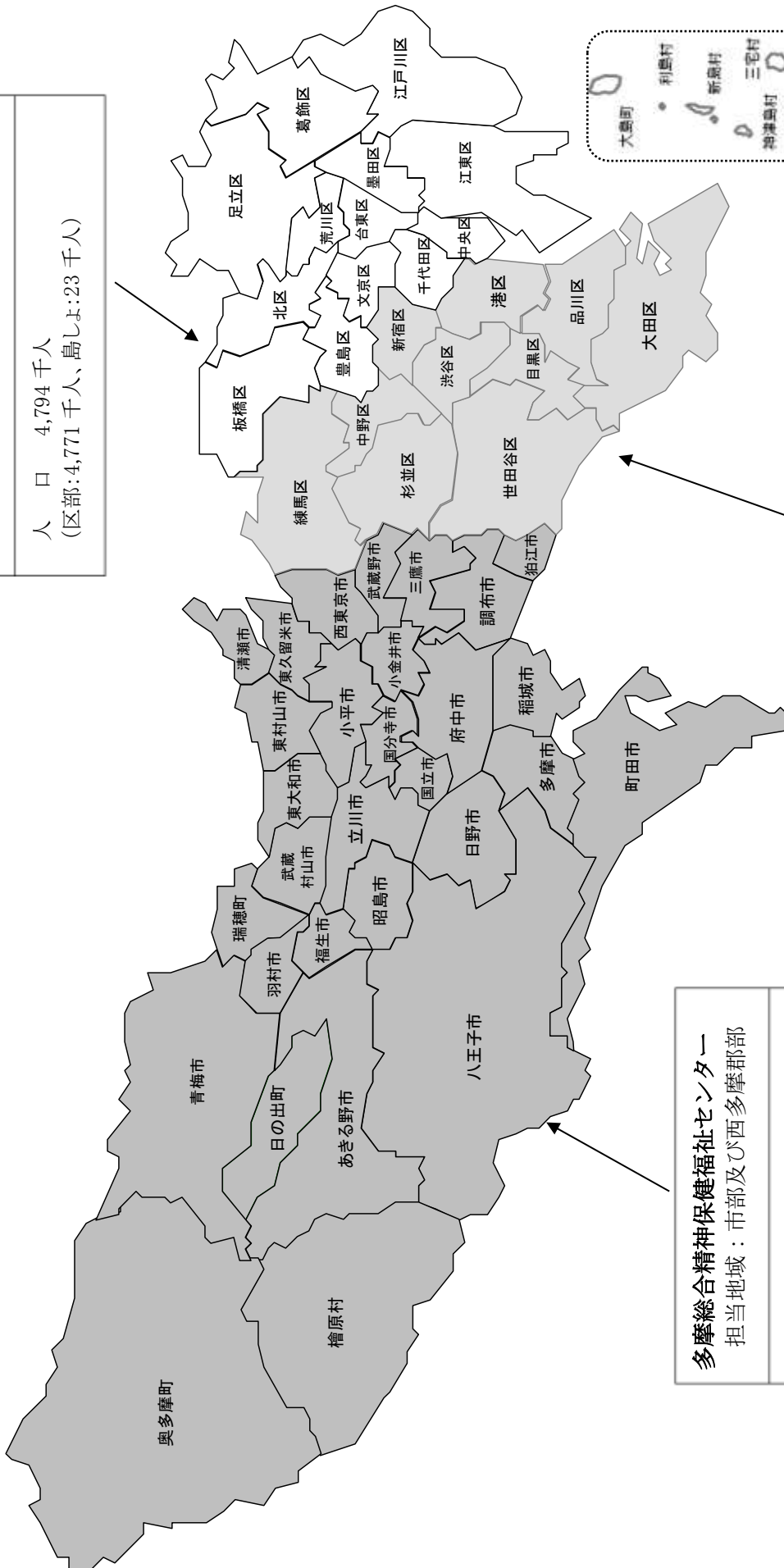
(2) 施設配置図



建物面積	6,242.62㎡
本館	鉄筋コンクリート造、地上3階地下1階建 5,411.06㎡
体育館	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、平屋建 831.54㎡
敷地面積	9,022.84㎡

4 担当地域

精神保健福祉センター 担当地域：区部東北部 13 区及び島しょ
人口 4,794 千人 (区部:4,771 千人、島しょ:23 千人)



中部総合精神保健福祉センター 担当地域：区部西南部 10 区
人口 4,910 千人

多摩総合精神保健福祉センター 担当地域：市部及び西多摩郡部
人口 4,292 千人 保健所 7 所 市町村保健センター 36 所

資料：東京都の人口（推計） 東京都総務局統計部
 令和 4 年 4 月 1 日現在

5 組織及び事務分掌・定数

令和4年4月1日現在



6 職員の配置状況

令和4年4月1日現在

	事務系	福祉系		医療技術系				嘱託員	合計	定数	
	事務	福祉	心理	医師	作業療法士	保健師	看護師				
	現 員										
所 長				1					1	11 ①	7 ①
副 所 長				1					1		
事務室 事務長	1								1		
	庶務担当	8①							8①		
広 報 援 助 課	課長・医長			1					1	28 ②	19 ②
	広報計画担当	1①	4				1	1	7①		
	研修担当		2				1	1	4		
	援助担当					1	1	3	5		
	地域体制 整備担当		1						1		
	相談担当			4①			1	1	6①		
	アウトリーチ		2	1				1	4		
生 活 訓 練 科	科 長			1					1	12	10
	作業訓練		1			1		3	5		
	デイケア		1	1	1	1		2	6		
合 計	10②	11	6①	5	3	4	12	0	51③	36③	

注) ○は会計年度任用職員(専門職(医師、電話相談員、訓練補助員以外))で外数

7 事業費

(1) 予算・決算

ア 歳入

(千円)

事項 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	決算	決算	予算
管理運営	292	132	210
事業費	5,925	7,230	16,951
患者費	13,788	13,247	105,187
計	20,005	20,609	122,348

イ 歳出

(千円)

事項 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	決算	決算	予算
管理運営	28,790	31,785	34,904
事業費	10,995	12,117	14,198
患者費	27,283	27,048	31,583
建物維持管理	52,293	53,772	57,876
計	119,361	124,722	138,561

(2) 医療費収入内訳実績(令和3年度)

(円)

	外来	デイケア	計
初診料	0	46,460	46,460
再診料	8,023	1,780,984	1,789,007
感染症実施加算(初診料)	0	550	550
感染症実施加算(再診料)	200	64,800	65,000
薬剤料	0	0	0
注射料	0	0	0
精神科専門療法	44,000	36,000	80,000
精神科デイケア	0	6,799,000	6,799,000
精神科ショートケア	0	4,277,500	4,277,500
早期加算	3,500	216,899	220,399
情報提供料等	0	0	0
外来管理加算	0	0	0
院外処方料	0	0	0
計	55,723	13,222,193	13,277,916

8 主要な委員会・会議

委員会名	委員	委員数	委員長	開催回数
運営会議	所長、副所長、事務長、広報援助課長、広報援助課医長、生活訓練科長、庶務担当、広報計画担当、相談担当(統括)、作業訓練担当又はデイクア担当 〔事務局:事務室〕	10	所長	毎週火曜日
安全衛生委員会	所長、事務長、広報援助課長、生活訓練科長、職員代表委員(4名)、産業医 〔事務局:事務室〕	9	事務長	毎月1回
防災対策委員会	所長、副所長、事務長、広報援助課長、広報援助課医長、生活訓練科長、各課長代理、各主任技術員 〔事務局:事務室〕	14	所長	定例会 2回/年 臨時会
医療安全管理対策委員会	所長、副所長、事務長、広報援助課長、広報援助課医長、生活訓練科長、庶務担当、広報計画担当、作業訓練担当又はデイクア担当 〔事務局:事務室〕	9	所長	毎月1回
コンプライアンス推進委員会	所長、副所長、事務長、広報援助課長、広報援助課医長、生活訓練科長、庶務担当、広報計画担当、相談担当(統括)、作業訓練担当又はデイクア担当 〔事務局:事務室〕	10	所長	年4回 (四半期ごと)
情報セキュリティ委員会	所長、副所長、事務長、広報援助課長、広報援助課医長、生活訓練科長、庶務担当、広報計画担当、相談担当(統括)、作業訓練担当又はデイクア担当 〔事務局:事務室〕	10	所長	年4回 (四半期ごと)
相談録・診療録管理委員会	副所長、事務長、広報援助課長、生活訓練科長、広報計画担当、相談担当、アウトリーチ担当、デイクア担当、庶務担当 〔事務局:広報計画担当〕	9	副所長	必要の都度
図書類選定委員会	副所長、事務長、広報援助課長、広報計画担当、研修担当、援助担当、相談担当、アウトリーチ担当、庶務担当、作業訓練担当、デイクア担当 〔事務局:広報計画担当〕	11	副所長	必要の都度
指名業者等選定委員会	所長、事務長、広報援助課長、生活訓練科長 〔事務局:事務室〕	4	所長	必要の都度
サービス向上委員会	事務長、庶務担当、広報計画担当、研修担当、援助担当、相談担当、アウトリーチ担当、作業訓練担当、デイクア担当、所長の指定する医師 〔事務局:広報計画担当〕	10	事務長	必要の都度
調査研究委員会	所長、副所長、事務長、広報援助課長、広報援助課医長、生活訓練科長、広報計画担当 〔事務局:広報計画担当〕	7	副所長	必要の都度
調査研究倫理委員会	事務長、広報援助課長、広報援助課医長、生活訓練科長、庶務担当、広報計画担当、作業訓練担当又はデイクア担当 〔事務局:広報計画担当〕	7	委員の互選	必要の都度
課長代理会議	庶務担当、広報計画担当、研修担当、援助担当、地域体制整備担当、相談担当、アウトリーチ担当、作業訓練担当、デイクア担当 〔事務局:広報計画担当〕	9	広報計画担当	毎月 第3水曜日
職員研修委員会	副所長、庶務担当、研修担当、援助担当、相談担当、アウトリーチ担当、作業訓練担当、デイクア担当、広報計画担当 〔事務局:広報計画担当〕	9	副所長	第1四半期及び必要の都度

注1) 委員欄で、担当名が記載されているものについては、各課長代理、主任技術員が委員

注2) 令和3年8月から3センター合同の研究倫理審査委員会に移行

第2章 業務内容及び実績

第1節 広報援助課

- 1 技術援助
- 2 精神障害者地域移行体制整備支援事業
- 3 組織育成
- 4 精神保健福祉相談
- 5 アウトリーチ支援事業
- 6 人材育成
- 7 広報普及
- 8 調査研究
- 9 精神医療審査会
- 10 自立支援医療費制度（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定・交付
- 11 東京都災害時こころのケア体制整備事業
- 12 その他の精神保健福祉活動への支援

第2節 生活訓練科

- 1 医療デイケア
- 2 地域活動支援

第3節 各課・科共通

- 1 令和3年度利用者数（利用者の居住地別）
- 2 令和3年度援助件数（援助対象者の地域別）

第1節 広報援助課

広報援助課の業務は、(1)企画立案、(2)技術指導及び技術援助、(3)人材育成、(4)普及啓発、(5)調査研究及び必要な統計資料の収集整備、(6)精神保健福祉相談、(7)組織育成、(8)アウトリーチ支援事業の業務に大別される。

具体的には、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで広範囲にわたっている。その内容は、こころの健康相談、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、ギャンブル、薬物、思春期及び認知症等の特定相談を含めた精神保健福祉全般の相談、精神障害者の地域生活の安定・定着化を進めるためのアウトリーチ支援事業を実施している。特に精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び助言では、複雑困難なケースに対応し地域の関係機関を支援している。

また、これらの業務を遂行する中で、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行い、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関とも緊密に連携を図っている。

これらのほか、地域移行体制整備支援事業として、地域移行コーディネーターによる精神科病院の長期入院者に対する地域移行に向けた働きかけや、関係機関職員に対する研修の実施等、精神障害者の円滑な地域生活への移行や安定した地域生活を送るための体制整備を進めている。

さらに、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」や、「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予に関する法律」による地域社会における処遇に関しても、地域精神保健福祉業務の一環として保護観察所等関係機関相互の連携による必要な対応を行っている。

このように、広報援助課は地域の実情に応じながら、精神保健福祉の分野における技術的中枢としての必要な業務を、所内連携のもとに担っている。

1 技術援助

<目的>

地域精神保健福祉活動を推進するため、主として精神保健福祉を担う行政機関（保健所や市町村障害福祉所管課等）と精神保健福祉行政と密接に関係する機関（各医療機関、相談機関、就労機関、教育機関、保護観察所等の司法機関等）からの要請に応じて、専門的立場から積極的に支援することにより、精神保健及び精神障害者の福祉と医療の向上に資することを目的としている。

<支援内容及び方法>

支援内容には以下のものがある。

ア 処遇、相談

関係機関が抱えている処遇の複雑困難な事例について、定例及び緊急の事例検討会に参加し今後の支援への助言、ケアマネジメント、地域関係者との同行訪問等による支援を行う。その中で、集中的な支援が必要な事例に対し、当センターのアウトリーチ支援導入の検討を行う。事例検討会に至らない事例でも、処遇上の意見や医療情報・福祉サービス情報等の提供を行う。また、心神喪失者等医療観察法に基づくケア会議等に参加して助言、ケースへの支援等を行う。

イ 情報知識の提供

精神保健福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び心神喪失者等医療観察法等の法律・制度に関すること並びに地域の社会資源に関する情報及び知識の提供を行う。

ウ 機関・組織への業務協力

機関・組織の会議に参加し、業務内容の検討や運営に必要な助言を行う。

また、講演会・研修会等に講師・助言者・運営協力者を派遣する。

エ 東京都及び全国精神保健福祉センター主催事業の運営協力

支援の方法は、「来所、出張、電話・FAX・メール」による。最近では、電子メールによる情報提供も増加している。

<令和3年度の技術援助の特徴>

令和2年4月より東京都版措置入院者退院後支援ガイドライン（以下「東京都版ガイドライン」という。）が実施されたものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応により保健所業務が逼迫したこともあり、支援会議・計画作成等への協力要請は僅かに留まった。

協力要請のあったケースでは、未治療や医療中断等、あるいは精神障害と知的障害や発達障害等との重複により地域定着が困難なものなどが見受けられ、このようなケースについて、保健所や市町村等からの依頼により、助言や同行訪問等の支援（技術援助等）に努めた。

あわせて、各ケースの事例検討会等に積極的に参加し、地域の複雑困難事例の対応に関しては、随時、法律問題と事例検討会を有効活用した。

また、関係機関からの要請に応じた研修会への講師派遣等により、技術援助や組織育成に取り組んだ。

東京都版ガイドラインの円滑な実施に向けた技術支援を展開するために、多摩地域市町村精神保健福祉担当者業務連絡会でアンケートを実施し、現場レベルの課題を抽出し、関係機関で共有を図った。

(1) 技術援助実績

令和3年度の事業実績は、表1-1から表1-4のとおりであった。

表1-1 機関別・援助内容別件数

(件)

区分	合計	処遇・相談	情報・知識の提供	機関・組織への業務協力	当センター主催等の業務運営	その他
保健所	844	617	62	146	17	2
行政	市町村等	240	16	281	4	11
	国都道府県	579	481	16	29	5
医療機関	76	48	3	12	7	6
教育機関	6	2	1	0	3	0
就労関係	1	0	1	0	0	0
その他	41	16	13	8	3	1
総数	2,099	1,404	112	476	82	25

表1-2 年度別・援助内容別件数

(件)

区分	合計	処遇・相談	情報・知識の提供	機関・組織への業務協力	当センター主催等の業務運営	その他
平成29年度	2,052	1,082	72	516	345	37
平成30年度	2,501	1,407	167	719	190	18
令和元年度	2,863	1,606	160	856	224	17
令和2年度	2,513	1,660	126	510	186	31
令和3年度	2,099	1,404	112	476	82	25

表1-3 援助項目別・方法別・援助内容別件数

(件)

区分	合計	処遇・相談	情報・知識の提供	機関・組織への業務協力	当センター主催等の業務運営	その他	
合計	2,099	1,404	112	476	82	25	
援助項目	薬物・アルコール等相談	19	7	5	6	1	0
	思春期相談	10	9	0	1	0	0
	心の相談	4	0	1	1	2	0
	認知症等相談	28	18	2	8	0	0
	施設利用	7	3	3	1	0	0
	社適事業	26	2	4	0	20	0
	一般精神	1,500	897	94	432	53	24
	地域育成	0	0	0	0	0	0
	行政関連	505	468	3	27	6	1
(再掲) 措置入院者退院後支援	43	13	24	5	1	0	
方法	来所	7	1	4	1	1	0
	出張	453	310	6	119	17	1
	電話・文書	1,639	1,093	102	356	64	24

注)社適事業:社会適応訓練事業

表1-4 年度別・援助項目別件数

(件)

区分	合計	薬物・アルコール等相談	思春期相談	心の相談	認知症等相談	施設利用	社適事業	一般精神	地域育成	行政関連
平成29年度	2,052	39	14	11	45	20	350	1,073	0	500
平成30年度	2,501	43	9	16	69	9	220	1,846	0	289
令和元年度	2,863	64	21	16	87	0	159	2,285	0	231
令和2年度	2,513	48	29	10	69	6	132	1,808	0	411
令和3年度	2,099	19	10	4	28	7	26	1,500	0	505

注)社適事業:社会適応訓練事業

(2) 保健所、市町村等への支援

ア 地域精神保健福祉連絡協議会等への参加支援

保健所における地域精神保健福祉連絡協議会の地区別分科会や専門部会等に参加し、各種の情報を提供するとともに、地域ニーズ及び課題等の関連情報の収集を行った。

イ 事例検討会への参加

保健所や市町村等が対応に苦慮している事例に関する事例検討会に、当センター医師・専門職が参加し、必要に応じて事例検討後に同行訪問や面接相談等の協力支援を行った。

令和3年度の事例検討会への参加は61回であった。詳細は次のとおりである

(図1-1、1-2)。そのうち、法律問題等事例検討会は計5回実施した(表1-5)。

図1-1 事例検討会の依頼の内訳(n = 61)

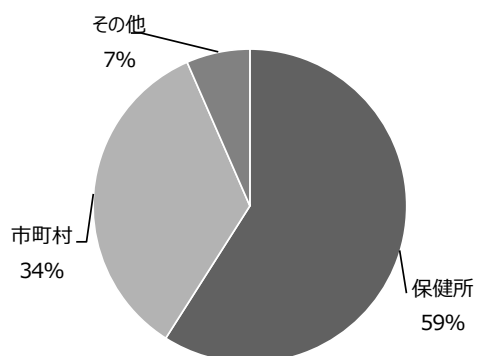


図1-2 事例検討会の内容内訳(n = 61)

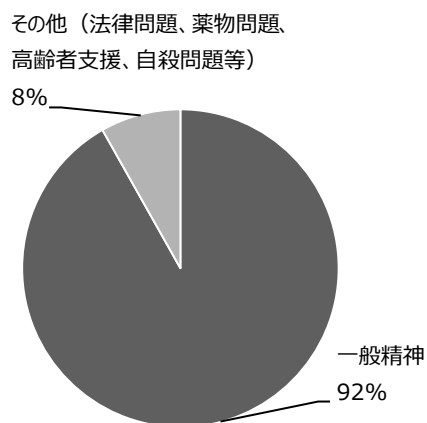


表1-5 令和3年度 法律問題等事例検討会の実施状況

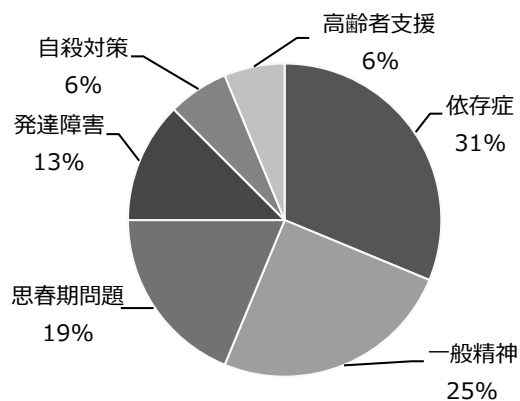
開催日	テーマ
令和3年5月13日	入院中の精神障害者の権利擁護について～「住民票の職権削除」を例に考える～
令和3年5月14日	両親の根深い医療不信による自宅監禁状態での病状悪化ケースへの支援について
令和4年1月17日	虐待ケースの支援について
令和4年2月14日	迷惑行為による近隣住民への対応と対象者支援について
令和4年2月24日	触法リスクの高いケースの継続医療の確保と生活支援について

(3) 講演・研修会等

市町村、教育関係機関等からの依頼で、講演会や研修会等の講師を当センター医師及び専門職スタッフが務めた。

総数は16件で、テーマは「依存症」、「一般精神」が多く、その他「思春期問題」「発達障害」等があった。

図1-3 講演会・研修会等のテーマ内訳(n = 16)



(4) 多摩地域市町村精神保健福祉担当者業務連絡会

多摩地域の精神保健福祉活動の推進を図るため、市町村及び保健所の職員を対象に、地域ニーズを反映したテーマを設定し、精神保健福祉担当者業務連絡会を実施した。

<令和3年度多摩地域市町村精神保健福祉担当者業務連絡会>

日 程 令和4年2月中旬 書面開催で実施

テーマ 「措置入院者退院後支援の現状と課題について」

内 容 措置入院者退院後支援の現状と課題についてアンケートを実施。アンケート内容をまとめ、関係機関に周知し、共有を図った。

(5) 精神障害者社会適応訓練事業

ア 令和4年度末での事業終了が決定。令和2年度末で新規受け入れを停止した。

イ 事業全体では、訓練生の激減に加え新型コロナウイルス感染症の影響で運営協議会の書面開催や中止が相次いだ。

ウ 事業所：新規申請なし。受け入れ稼働中の事業所1か所（登録事業所約80か所）。

エ 訓練生：継続利用の訓練生1人。新規申請及び修了なし。

表1-6 年度別・社会適応訓練稼働事業所数、訓練者数の推移

区 分	稼働協力事業所数 全都／多摩地域	訓練者数(人) 全都／多摩地域
平成 29 年度	22 / 9 (0)	31 / 19 (4)
平成 30 年度	21 / 10 (0)	25 / 12 (4)
令和 元 年度	9 / 4 (0)	11 / 6 (1)
令和 2 年度	5 / 1 (0)	5 / 1 (0)
令和 3 年度	5 / 1 (0)	5 / 1 (0)

注) ()内は多摩地域の新規の数

2 精神障害者地域移行体制整備支援事業

精神障害者地域移行体制整備支援事業

精神科病院に長期入院している精神障害者への働きかけや病院と地域との調整を行うコーディネーターの配置などにより、入院中の精神障害者の円滑な地域移行やその後の安定した地域生活を支える体制整備を図ることを目的として、平成24年度から「精神障害者地域移行体制整備支援事業」を実施している。

【根拠】

精神障害者地域移行体制整備支援事業実施要綱（23福保障精第1377号）
 精神障害者地域移行促進事業実施要領（23福保障精第1413号）
 グループホーム活用型ショートステイ事業実施要領（23福保障精第1414号）
 地域生活移行支援会議実施要領（23福保障精第1424号）

【令和3年度実施内容】

(1) 精神障害者地域移行促進事業（表2-1-①の6か所の社会福祉法人等へ委託（エを除く。））

ア 地域移行・地域定着促進事業

指定一般相談支援事業者等に対する地域移行・地域定着に向けた専門的な指導・助言を行うとともに、地域生活に関する体制づくりを支援するなど、精神障害者の地域移行・地域定着を促進する。事業の実施に当たっては、ピアサポーターの育成及びピアサポート活動を活用する。

イ ピアサポーターの育成及びピアサポートの活用を推進するための体制整備

精神障害者の視点を重視した支援の充実等のためピアサポーターの育成を図る。育成に当たっては、ピアサポーターの活用が図られるよう、事業者に対し必要な研修等を行う。

また、研修等を受講したピアサポーターの活動の場の拡大を目指すため、関係機関と連携し活用の推進に向けた体制を整備する。

ウ 地域移行関係職員に対する研修

精神障害者の地域移行・地域定着に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進し、円滑かつ効果的な支援が行われるよう地域移行関係職員に対する研修を実施する。

エ ピアサポーター活用アドバイザー事業（表2-1-②の社会福祉法人等へ委託）

ピアサポーターの活用を更に進めるため、精神科病院に対し、スタッフへの普及啓発、活動に係る助言や相談等の支援を行う。また、地域で実施しているピアサポート活動について情報を収集し、必要に応じて情報提供を行う。

表2-1-① 地域移行促進事業者（令和3年度）

	所在地	事業所名
1	世田谷区	めぐはうす
2	荒川区	相談支援センター あらかわ
3	江戸川区	相談支援センター くらふと
4	三鷹市	指定相談支援事業所 野の花
5	八王子市	わかくさ福祉会相談支援部
6	国分寺市	地域生活支援センター プラッツ

表2-1-② ピアサポーター活用アドバイザー事業者(令和3年度)

	所在地	事業所名
1	23区	相談支援センター あらかわ
2	多摩地区	地域生活支援センター プラッツ

(2) グループホーム活用型ショートステイ事業（5か所の社会福祉法人等へ委託）

精神障害者グループホームに併設した専用居室等を使用して、地域生活のイメージ作りや退院後の病状悪化防止のためのショートステイを実施する。

表2-2 グループホーム活用型ショートステイ事業者(令和3年度)

	所在地	事業所名
1	練馬区	グループホームサンホーム
2	江戸川区	東京ソテリアハウス
3	江戸川区	介護サービス包括型グループホーム遊牧舎
4	八王子市	グループホーム駒里
5	国分寺市	ピア国分寺

(3) 地域生活移行支援会議

保健・医療・福祉の関係者により、本事業に係る活動の報告や評価を行うとともに、地域包括ケアシステムを見据えた効果的な支援体制構築に向けた協議を行う。

【令和3年度事業実績】

(1) 精神障害者地域移行促進事業

ア 地域への働きかけ

① 市町村への働きかけ

センター担当地域市町村（西多摩圏域、南多摩圏域、北多摩西部圏域、北多摩南部圏域、北多摩北部圏域）の障害福祉主管課等を委託事業所とともに訪問し、事業の説明・協力依頼を行い、各市の精神保健福祉施策の進捗状況等を確認し、事業の推進に向けた働きかけを行った。

② 関係機関（相談支援事業所）への働きかけ

相談支援事業所等のネットワーク会議等出席し、進捗状況の確認や情報提供を行った。

表2-3 指定一般相談支援事業所等への指導・助言(令和3年度)

機関と内容	件数
指定一般相談支援事業所への指導・助言	1,432
関係機関への連絡調整	6,957
会議等への参加	600

イ 医療機関への働きかけ

都内62協力病院のうち、センター担当地域にある43の協力医療機関に対して、事業説明、事業推進のための連携・協力体制について調整・相互確認、院内研修等への協力を行った。

ウ 委託事業所への支援

当センターは「指定相談支援事業所 野の花」、「わかくさ福祉会相談支援部」、「地域生活支援センター プラッツ」の3か所の委託事業所を支援している。毎月行われる委託事業所との連絡会において情報交換、進捗状況の確認のほか、必要に応じて適宜助言・関係調整・支援協力を行った。

エ ピアサポーターの育成及びピアサポーター活用アドバイザー事業

令和3年度は、委託事業所とともに、地域でのピアサポーターの活動に関する情報収集や情報提供、事業協力を行った。

また、今年度よりピアサポーター活用アドバイザー事業が開始されたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインによる活動が中心となった。

表2-4-① ピアサポーターの活動(令和3年度)

活動内容	実施状況
総活動数	211回
実施場所	27か所
延べピアサポーター数	296人

表2-4-② ピアサポーター活用アドバイザー事業活動実績相談連絡等内訳(令和3年度)

	指定一般相談支援事業所等への指導・助言	関係機関への連絡調整	その他の活動	合計(延べ)
件数	299	342	88	729

表2-4-③ ピアサポーター活用アドバイザー事業活動実績病院内活動内訳(令和3年度)

活動病院	入院患者 実/延(人)	病院スタッフ 実/延(人)
6病院	39/39	22/48

オ 地域移行関係職員に対する研修

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により主にオンラインを活用した研修が実施された。オンラインではあったが、地域の特性やニーズに応じた研修となった。また、出席者同士が意見交換、情報共有できるようにするなど工夫しながら実施された。

表2-5 地域移行関係職員に対する研修(令和3年度)

対象圏域 (二次保健医療圏)	回数	日数	参加人数	実施方法(日程等)
区西南部 区西部	2	4	112	・第1日程: 動画配信(R4.2.14~2.23)+ライブ配信(R4.3.1) ・第2日程: 動画配信(R4.2.14~2.23)+ライブ配信(R4.3.2)
区西北部 区東北部	2	4	87	・第1日程: ライブ配信(R4.2.24、2.25) ・第2日程: ライブ配信(R4.3.7、3.8) ・YouTube配信: 圏域内に配信案内後希望者に配信(R4.3.18~3.27)
区中央部 区南部	2	4	59	・第1日程: 動画配信(R4.2.21~3.4)+ライブ配信(R4.3.8) ・第2日程: 動画配信(R4.2.21~3.4)+ライブ配信(R4.3.14)
南多摩	1	2	71	・動画配信(R4.2.14~2.24)+ライブ配信(R4.2.28)
北多摩南部 北多摩北部	1	2	102	・現地開催とライブ配信によるハイブリット(R3.12.9、12.10)
西多摩 北多摩西部	2	4	54	・第1日程: 動画配信(R4.2.1~2.14)+ライブ配信(R4.2.17) ・第2日程: 動画配信(R4.2.1~2.14)+ライブ配信(R4.2.25)
計	10	20	485	

(2) グループホーム活用型ショートステイ事業（5か所の社会福祉法人等へ委託）（表2-2）

「駒里」、「ピア国分寺」において受け入れ会議に参加し、受け入れの可否や個別支援についての助言、病院・地域関係機関との調整を行った。

表2-6 グループホーム活用型ショートステイ事業実績

年度	委託事業数	利用者数(名)	利用日数(日)
平成 29 年度	5	120	961
平成 30 年度	5	125	1,153
令和 元 年度	5	93	886
令和 2 年度	5	64	577
令和 3 年度	5	78	666

(3) 地域生活移行支援会議 圏域別会議

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の流行によりオンラインにより実施した。

表2-7 地域生活移行支援会議 圏域別会議 開催状況(令和3年度)

圏域	圏域区市町村	開催日 (開催場所)	参加機関	参加 人数	内容
北多摩 西部	・立川市・昭島市 ・国分寺市・国立市 ・東大和市 ・武蔵村山市	令和3年7月5日 (月) 14時～16時 オンライン(ZOOM) 開催	・5病院 ・4市行政機関(障害福祉・精神保健主管課) ・5市8指定一般相談支援事業所等 ・6地域移行促進事業者 ・多摩立川保健所 ・3(総合)精神保健福祉センター ・障害者施策推進部精神保健医療課	35人	1 令和3年度 精神障害者地域移行体制整備支援事業について 2 精神障害者の地域移行・地域定着支援に係る取組について 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る状況報告
西多摩	・青梅市・福生市 ・羽村市・あきる野市 ・瑞穂町・日の出町 ・奥多摩町・檜原村	令和3年7月13日 (火) 14時～16時 オンライン(ZOOM) 開催	・5病院 ・6市町村行政機関(障害福祉・精神保健主管課) ・4市町村5指定一般相談支援事業所等 ・6地域移行促進事業者 ・西多摩保健所 ・3(総合)精神保健福祉センター ・障害者施策推進部精神保健医療課	39人	
北多摩 南部	・武蔵野市・三鷹市 ・府中市・調布市 ・小金井市・狛江市	令和3年8月6日 (金) 14時～16時 オンライン(ZOOM) 開催	・5病院 ・6市行政機関(障害福祉・精神保健主管課) ・6市8指定一般相談支援事業所等 ・6地域移行促進事業者 ・多摩府中保健所 ・3(総合)精神保健福祉センター ・障害者施策推進部精神保健医療課	43人	
北多摩 北部	・小平市・東村山市 ・清瀬市 ・東久留米市 ・西東京市	令和3年8月27日 (金) 14時～16時 オンライン(ZOOM) 開催	・6病院 ・5市行政機関(障害福祉・精神保健主管課) ・4市6指定一般相談支援事業所等 ・5地域移行促進事業者 ・多摩小平保健所 ・3(総合)精神保健福祉センター ・障害者施策推進部精神保健医療課	33人	
南多摩	・八王子市・町田市 ・日野市・多摩市 ・稲城市	令和3年7月27日 (火) 14時～16時 オンライン(ZOOM) 開催	・11病院 ・5市行政機関(障害福祉・精神保健主管課) ・5市13指定一般相談支援事業所等 ・5地域移行促進事業者 ・南多摩保健所 ・3(総合)精神保健福祉センター ・障害者施策推進部精神保健医療課	53人	

【令和3年度の特徴】

新型コロナウイルス感染症流行の影響により圏域別会議だけでなく各自治体の会議や地域のネットワーク会議の多くが中止又はオンライン開催となり、関係者が対面する機会が大幅に減少した。また、精神科医療機関でも感染症対策により面会や外出が困難となり、地域移行支援に影響が出ている等の課題が寄せられた。

また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けて、各自治体での取組が進む中、協議の場づくりや長期入院患者のニーズ調査等に関する相談等が増加してきている。

(1) 多摩総合精神保健福祉センターにおける取組

当事業は、地域体制整備担当を中心に所内援助担当と連携しながら、福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課及び中部総合精神保健福祉センター、精神保健福祉センターの地域体制整備担当と協働し実施している。

平成29年度までの事業実施により、精神科医療機関（協力病院）内にて地域移行促進事業者の地域移行コーディネーターらが、病棟内作業療法グループ等へ定期的に参加し、長期入院の方に対する退院への動機づけ支援を行った結果、病院職員から個別の相談が多数挙げられるようになった。

平成30年度から、エリア担当として地域移行コーディネーターは、精神科医療機関への支援として院内職員に対する研修に協力し、地域相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）等に対し、個別の事例に対する支援の方法等の助言を行うことで、地域づくりを行ってきた。

また、地域移行支援を実施する事業者が少ない状況にあり、区市町村主催の連絡会等で引き続き地域移行推進への働きかけを行った。

各精神保健福祉センターの地域体制整備担当は、各担当地域での事業運営・調整のみにとどまらず、地域移行体制整備支援事業の事業担当として、都が主催する会議や研修への協力をを行うとともに都全体での事業展開や当センター研修担当が主催する研修の企画・運営への協力等を行い、人材育成を行った。

(2) 地域体制整備担当業務実績

【地域体制整備担当の実績】

＜対象機関別件数＞

表2-8 技術援助

(件)

年度	平成29年度				平成30年度				令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール	合計
保健所	1	14	73	88	0	9	36	45	0	10	7	17	0	2	36	38	0	3	32	35
市町村	0	43	160	203	0	26	158	184	0	25	96	121	0	33	189	222	0	15	118	133
国・都・県	6	101	232	339	1	77	227	305	3	38	220	261	3	39	234	276	6	38	310	354
医療機関	0	23	208	231	0	25	137	162	0	21	102	123	0	14	133	147	1	2	112	115
その他	0	1	14	15	0	0	0	0	1	4	16	21	0	0	18	18	0	0	0	0
計	7	182	687	876	1	137	558	696	4	98	441	543	3	88	610	701	7	58	572	637

表2-9 組織育成

(件)

年度	平成29年度				平成30年度				令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	対象機関	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール
指定相談センター	1	39	224	264	1	48	413	462	0	41	236	277	4	24	309	337	0	16	404	420
介護給付系	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	16	16	0	0	0	0
居住給付系	0	18	74	92	0	21	75	96	0	15	39	54	0	17	71	88	0	8	78	86
就労支援機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当事者会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0
ネットワーク	0	1	1	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	58	299	358	1	71	488	560	0	56	282	338	4	41	396	441	0	24	482	506

注1) 指定相談センター: 精神保健福祉を主務とする相談機関(地域活動支援センター、指定相談事業所など)

注2) 介護給付系: 総合支援法の在宅福祉サービスを提供するもの(ホームヘルパー、生活訓練など)及び訪問看護ステーション

注3) 居住給付系: 総合支援法で居住サービスを提供するもの(グループホーム)

注4) ネットワーク: 精神保健福祉に係る地域の公的及び民間機関の恒常的な組織(とうきょう会議など)

<援助分類項目別件数>

表2-10 技術援助

(件)

年度	平成29年度				平成30年度				令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	援助内容	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール
処遇・相談	0	5	25	30	0	5	33	38	0	4	47	51	0	0	2	2	0	0	0	0
情報・知識の提供	0	1	87	88	0	0	112	112	0	0	0	0	0	0	8	8	1	0	11	12
機関・組織への業務協力	2	99	220	321	1	79	279	359	1	51	110	162	3	85	342	430	0	19	40	59
都・センター主催事業	5	77	355	437	0	53	134	187	3	41	286	330	0	3	258	261	6	39	521	566
計	7	182	687	876	1	137	558	696	4	96	443	543	3	88	610	701	7	58	572	637

表2-11 組織育成

(件)

年度	平成29年度				平成30年度				令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	援助内容	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール	合計	来所	出張	電話・メール
処遇・相談	0	18	48	66	0	20	24	44	0	1	5	6	0	0	1	1	0	0	0	0
情報・知識の提供	0	0	73	73	0	0	76	76	0	0	1	1	0	0	7	7	0	0	3	3
機関・組織への業務協力	0	34	132	166	1	50	222	273	0	45	98	143	4	40	249	293	0	15	42	57
都・センター主催事業	1	6	46	53	0	1	166	167	0	10	178	188	0	1	139	140	0	9	437	446
計	1	58	299	358	1	71	488	560	0	56	282	338	4	41	396	441	0	24	482	506

3 組織育成

組織育成では、主として地域における精神保健福祉活動に携わる民間の組織・団体（※）の活動を支援することにより、精神障害者の生活の質と福祉の向上を目的としている。

（※）地域活動支援センター、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、グループホーム等の障害福祉サービス事業所や家族会、ボランティアグループ、自助グループ等の組織や団体

<令和3年度の組織育成の特徴>

今年度も「東京都地域移行体制整備支援事業」の方針を踏まえ、地域体制整備担当と連携しながら、地域移行促進事業者、グループホーム活用型ショートステイ事業所等の関係事業所に対し、支援を行った。

また、民間事業所等主催の各種会議に参加し、事業運営に関する情報提供・助言・調整や個別支援への助言を行った。

(1) 就労移行支援、就労継続支援等事業所

依頼に応じて、助言や情報提供を行った。

(2) グループホーム

運営委員会に参加し、情報の提供や利用者への処遇対応及び運営について助言を行った。

(3) 地域活動支援センター

多摩地域の地域活動支援センターに対しては、依頼に応じて助言や情報提供、学習会への講師派遣等の支援を行った。

(4) 自助グループ

ライフパートナー等当事者活動に対し、必要に応じて支援を行った。

(5) 家族会

各地域の定例会や総会への参加、学習会の講師派遣等の支援を行った。

表3-1 施設別・援助内容別件数

(件)

区 分	合 計	処遇・相談	情報・知識 の提供	機関・組織への 業務協力	当センター主催 等の業務運営	その他
就労移行・就労継続等	44	1	4	39	0	0
グループホーム等	56	3	4	46	2	1
地域活動支援センター	27	3	1	17	6	0
地域組織	7	0	0	7	0	0
社会適応訓練事業所	0	0	0	0	0	0
自助グループ・家族会	50	0	4	46	0	0
その他	118	28	15	69	4	2
総 数	302	35	28	224	12	3

注) 就労移行・就労継続等: 就労移行支援事業所・就労継続支援事業所等

表3-2 援助項目別・方法別・援助内容別件数

(件)

区 分		合 計	処 遇・相 談	情 報・知 識 の 提 供	機 関・組 織 へ の 業 務 協 力	当 セ ン ター 主 催 等 の 業 務 運 営	そ の 他	
件 数		302	35	28	224	12	3	
内 訳	援助項目	薬物・アルコール等相談	1	1	0	0	0	0
		思春期相談	5	1	3	1	0	0
		心の相談	4	0	0	2	2	0
		認知症等相談	4	1	0	1	2	0
		施設利用	12	1	7	4	0	0
		社会適応訓練事業	0	0	0	0	0	0
		一般精神	273	29	18	216	7	3
		地域育成	0	0	0	0	0	0
		行政関連	3	2	0	0	1	0
	方法	来所	5	0	4	1	0	0
出張		35	6	0	28	0	1	
電話・文書		262	29	24	195	12	2	

表3-3 年度別・援助内容別件数

(件)

区 分	合 計	処 遇・相 談	情 報・知 識 の 提 供	機 関・組 織 へ の 業 務 協 力	当 セ ン ター 主 催 等 の 業 務 運 営	そ の 他
平成29年度	382	79	40	178	78	7
平成30年度	392	57	66	206	61	2
令和元年度	384	87	27	252	17	1
令和2年度	289	49	28	178	29	5
令和3年度	302	35	28	224	12	3

表3-4 年度別・援助項目別件数

(件)

区 分	合 計	薬物・アルコール 等相談	思 春 期 相 談	心 の 相 談	認 知 症 等 相 談	施 設 利 用	社 適 事 業	一 般 精 神	地 域 育 成	行 政 関 連
平成29年度	382	9	2	7	5	12	91	219	4	33
平成30年度	392	2	2	3	2	6	57	296	0	24
令和元年度	384	9	0	0	3	0	10	353	0	9
令和2年度	289	10	4	0	1	7	20	235	0	12
令和3年度	302	1	5	4	4	12	0	273	0	3

注) 社適事業: 社会適応訓練事業

4 精神保健福祉相談

(1) 精神保健福祉相談の概要

多摩地域の住民のこころの健康と精神保健福祉向上のため、精神保健福祉相談を実施している。相談形式として、電話による相談と来所による面接相談を実施している。

電話相談	来所相談	
こころの電話相談	一般相談	
	一般的な精神保健福祉に関する相談	・来所(面接)相談
	特定相談	
	薬物・アルコール等の依存、嗜癖行動等に関する相談	<ul style="list-style-type: none"> ・個別相談 ・再発予防プログラム(TAMARPP) ・家族教室
ひきこもり等の思春期・青年期に関する相談	<ul style="list-style-type: none"> ・個別相談 ・本人グループ ・家族教室 	

ア 電話相談－「こころの電話相談」

「こころの電話相談」は、住民の精神保健福祉に関する相談窓口として位置づけられ、精神保健福祉全般の相談に対応している。相談は、精神的不調、不適応や発達の問題、病気・障害に関する悩み、診療機関、リハビリ、就労等に関する問い合わせなど多岐にわたり、頻回に利用する人も多い。相談内容を傾聴し、適宜情報提供と必要な助言を行っている。対面での相談を希望される場合は来所相談（面接）で対応している。

イ 来所相談

「こころの電話相談」を通じた予約により、来所による面接を実施している。一般的な精神保健福祉に関する相談は「一般相談」として、また、薬物・アルコール等の依存やギャンブル等の行動嗜癖に関する相談（依存症相談）と、ひきこもり等の思春期・青年期に関する相談（思春期・青年期相談）は特に当事者支援・家族支援を強化した「特定相談」として予約を受けている。問題の整理や方向づけを助言・提案しながら、必要に応じて制度・サービスの利用、医療機関や地域社会資源等の利用につなげている。

「特定相談」においては、来所相談（個別相談）のほか、本人グループ活動、家族教室といった集団プログラムを実施している。

(2) 精神保健福祉相談の実績

精神保健福祉相談事業の実施形態には、「電話相談」と「来所相談」があり、相談件数全体の構成は例年電話相談が約8割で、来所相談者への対応が約2割である。相談内容は、アルコール・他嗜癖と薬物関連が依存症相談に当たり、一般相談は高齢者、精神障害関連、心の健康、施設利用相談に分類している。相談内容は電話相談と来所相談とで大きく異なり、「電話相談」では一般相談の件数が多く、「来所相談」では依存症相談と思春期・青年期相談(特定相談)の件数が多い。それぞれの特徴については次のとおりである。

表4-1 精神保健福祉相談内容及び形態別延べ件数(令和3年度) (件)

内容	形態	来所相談			こころの 電話相談	計	(構成比)
		電話・文書	面接	訪問			
アルコール・他嗜癖		196	267	0	321	784	7.5%
内 訳	アルコール	47	87	0	131	265	2.5%
	ギャンブル	80	103	0	122	305	2.9%
	その他アディクション	69	77	0	68	214	2.1%
薬物関連		126	157	0	84	367	3.5%
思春期・青年期		241	523	0	461	1,225	11.8%
高齢者		0	0	0	194	194	1.9%
精神障害関連		52	25	1	5,068	5,146	49.5%
心の健康		15	43	0	2,551	2,609	25.1%
施設利用相談		0	0	0	80	80	0.8%
計(構成比)		630 (6.1%)	1,015 (9.8%)	1 (0.0%)	8,759 (84.2%)	10,405	100.0%

注1)関係機関からの相談は、技術援助として別途計上

注2)「電話・文書」では、来所相談継続中の相談者や関係機関との電話や文書連絡のやり取りを計上

注3)「その他アディクション」は、浪費、窃盗、性犯罪等その他の嗜癖、依存の問題を計上

注4)「心の健康」は、精神科受診歴のない人からの相談。「精神障害関連」は受診歴のある人からの相談

注5)「施設利用相談」は、「こころの電話相談」を除き、生活訓練科で対応

表4-2 精神保健福祉相談 年度別延べ件数 (件)

内容	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		アルコール・他嗜癖	906	1,029	853	965
内 訳	アルコール	326	387	310	349	265
	ギャンブル	366	440	340	421	305
	その他アディクション	214	202	203	195	214
薬物関連	400	343	347	412	367	
思春期・青年期	789	877	1,025	1,130	1,225	
高齢者	81	144	180	175	194	
精神障害関連	7,036	6,628	5,867	5,677	5,146	
心の健康	1,935	2,024	2,420	2,394	2,609	
施設利用相談	102	98	98	102	80	
計		11,249	11,143	10,790	10,855	10,405

ア 「こころの電話相談」実績

「こころの電話相談」件数は、令和3年度は8,759件で、令和2年度に比べて約200件減少した。電話相談の6割近くは精神科や心療内科に受診歴のある方からの相談（精神障害関連）である。相談者は、本人からの（自分のことに対する）相談が8割強で最も多い。繰り返し利用される再相談電話が多く、新規相談は総件数の約25%である。新規の相談経路は「インターネット」でこの電話相談を知った方が最も多く、約半数を占めた。

「こころの電話相談」は「新型コロナウイルス感染症に関わる心のケア電話相談」先として、また、新型コロナウイルス感染症による宿泊療養者・自宅療養者のストレス電話相談先として都民に広報されており、令和3年度、新型コロナウイルス感染症に係る電話相談は延べ332件あった（令和2年度244件）。主な相談内容は、感染への不安、感染後の不安、精神的不調や精神症状の悪化、在宅勤務やリモート授業等生活環境の変化による家族関係の問題についてであった。

表4-3 電話相談 相談者別件数 (件)

相談者	件数	構成比
本人	7,352	83.9%
父親	115	1.3%
母親	634	7.2%
子供	130	1.5%
配偶者	203	2.3%
他の家族・親族	171	2.0%
家族以外の友人等	81	0.9%
関係機関職員	56	0.6%
不明	17	0.2%
計	8,759	100%

表4-4 電話相談 年度別相談内容件数 (件)

内容		年度				
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
アルコール・他嗜癖		344	427	371	331	321
内訳	アルコール	153	205	154	151	131
	ギャンブル	120	134	123	105	122
	その他アディクション	71	88	94	75	68
薬物関連		103	120	107	99	84
思春期・青年期		290	342	434	432	461
高齢者		81	144	180	175	194
精神障害関連		6,848	6,465	5,735	5,545	5,068
心の健康		1,900	1,992	2,349	2,295	2,551
施設利用相談		102	98	98	102	80
計		9,668	9,588	9,274	8,979	8,759

表4-5-①

電話相談 経路別件数

区分	件数
新規相談	2,228
再相談	6,531
計	8,759

表4-5-② 電話相談 主な新規相談経路

相談経路	件数	構成比
インターネット	1,209	54.3%
医療機関	150	6.7%
広報・便利帳・パンフレット類・講演会	139	6.2%
その他の公的機関(厚生労働省、女性相談等)	76	3.4%
市役所	67	3.0%

イ 来所相談（面接）実績

来所相談（面接）は、薬物・アルコール・ギャンブル等依存の問題や、思春期・青年期問題に関する「特定相談」が大半を占める。特定相談では当事者向けの集団プログラムと家族向けの家族教室を実施しており、個別相談だけでなくそれらの支援プログラムへのニーズも来所相談へつながる大きな要因となっている。来所相談（実数）の約6割は依存症相談で3割が思春期相談、「一般相談」が1割程度である。来所相談の件数（実数＝新規相談者数＋年度新来者数）については表4-6-①のとおりである。一般相談（精神障害関連や心の健康）の相談件数は、前年度とほぼ同数だった。相談内容は職場や社会への不適應の問題や子どもの養育に関する相談等であった。特定相談（依存症相談及び思春期・青年期相談）については次ページ（4-（3））に記す。

新規相談者の内訳では、当事者の親からの相談が最も多く、次いで当事者本人からの相談が多かった。経路としては、こころの電話相談と同じくインターネットが4割で最も多かった。当事者の医療機関における診断内訳は表4-9のとおりで、約半数の方は医療の受診経験があった。

表4-6-① 面接相談 相談者実数

内容		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
アルコール・他嗜癖		167 (113)	199 (123)	192 (124)	185 (119)	172 (96)
内 訳	アルコール	65 (36)	84 (47)	71 (40)	68 (41)	52 (25)
	ギャンブル	67 (49)	84 (59)	94 (68)	78 (49)	92 (59)
	その他アディクション	35 (28)	31 (17)	27 (16)	39 (29)	28 (12)
薬物関連		97 (52)	115 (63)	104 (41)	107 (43)	121 (57)
思春期・青年期		82 (46)	95 (56)	143 (99)	135 (69)	146 (75)
高齢者		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
精神障害関連		45 (25)	45 (27)	37 (21)	26 (12)	22 (12)
心の健康		14 (10)	12 (8)	32 (27)	15 (5)	21 (11)
計		405 (246)	466 (277)	508 (312)	468 (248)	482 (251)

注1) ()内は、新規相談者数

注2) 「その他アディクション」は、浪費、窃盗、性犯罪等その他の嗜癖、依存の問題を計上

表4-6-② 精神障害関連と心の健康相談における新規相談者 相談項目の内訳

相談項目	人数
家庭内暴力	2
子どもの養育上の問題	4
ひきこもり	2
病気への不安・疑問・対応	3
職場・社会への不適應	5
高齢者に関する問題	1
診療機関・相談機関に関すること	1
人間関係の問題	2
その他	3
計	23

注) アルコール関連、薬物関連、思春期・青年期については別項で掲載

表4-7 新規相談者の内訳

相談者	人数
本人	93
親(父・母)	112
配偶者(夫・妻)	28
他の家族(兄弟、子供、親族等)	18
計	251

注)本人と家族で担当者を分けて対応した場合、それぞれカウントした。

表4-8 新規相談者 主な来所相談経路

来所経路	人数	構成比
インターネット	105	41.8%
家族	31	12.4%
警察・司法・少年センター	25	10.0%
医療機関	22	8.8%
保健所	9	3.6%

表4-9 新規相談者 医療機関における診断内訳(ICD-10)

診断名		人数
F0	症状性を含む器質性精神障害	2
F1	精神作用物質使用による精神および行動の障害	17
F2	統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	1
F3	気分(感情)障害	24
F4	神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	12
F5	生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	1
F6	成人のパーソナリティおよび行動の障害	5
F7	知的障害<精神遅滞>	1
F8	心理的発達障害	17
F9	小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害 詳細不明の精神障害	3
診断保留		40
未受診		126
不明		2
計		251

(3) 特定相談

特定相談には、薬物・アルコール等の依存や、ギャンブル等の行動嗜癖に関する問題を扱う「依存症相談」、ひきこもりや不登校、家庭内暴力、自傷行為等の思春期・青年期によくみられる問題を扱う「思春期・青年期相談」があり、問題を抱えた本人、家族から直接相談を受けている。

特定相談事業は、①個別相談(面接)、②本人グループ活動、③家族教室の3本柱で実施している。常勤職員に外部の専門相談員を加え、相談に対応している。

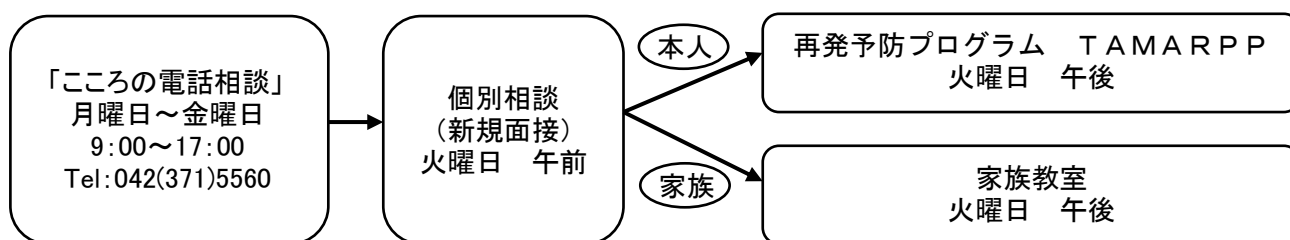
表4-10 特定相談事業実施状況

特定相談種別	曜日	時間	内容
思春期・青年期相談	月	午前	新規面接、継続面接、本人グループ
		午後	継続面接、家族教室、事例検討
依存症相談	火	午前	新規面接、継続面接
		午後	継続面接、本人グループ(再発予防)、家族教室、事例検討

ア 依存症相談

依存症相談は、平成4年9月から事業開始。「薬物・アルコール等相談」であった事業名を令和3年度より「依存症相談」と改めた。

図4-1 依存症相談の流れ



① 個別相談

「ココロの電話相談」に依存の問題や行動嗜癖に関する相談があり、来所面接の希望があれば、火曜日午前の個別相談枠で予約を受ける。その後、必要に応じて再発予防プログラム、家族教室の案内を行う。

相談内容は治療や回復の問題にとどまらず、違法薬物の使用・所持をめぐる裁判や借金・浪費等の債務整理、DVや家族間紛争、気分障害や発達障害との重複等、多岐にわたり、これまで以上に他機関との連携が求められている。

令和3年度は、アルコール・他嗜癖相談について実件数、延件数ともに昨年度より減少したが、薬物関連相談は実件数、延件数ともに増加した。また、ギャンブル問題相談は実件数、その他アディクションは延件数がやや増加した（表4-11）。

表4-11 依存症相談 年度別相談件数 (件)

区分		年度					
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
相談 実件数	アルコール・他嗜癖	167	199	192	185	172	
	内訳	アルコール	65	84	71	68	52
		ギャンブル	67	84	94	78	92
		その他アディクション	35	31	27	39	28
	薬物関連	97	115	104	107	121	
相談 延件数	アルコール・他嗜癖	1,349	1,451	1,094	1,092	982	
	内訳	アルコール	621	590	427	351	301
		ギャンブル	472	630	495	537	431
		その他アディクション	256	231	172	204	250
	薬物関連	834	757	767	629	724	

注1)「その他アディクション」は、浪費、窃盗、性犯罪等その他の嗜癖、依存の問題を計上

注2)相談実件数は、新規相談+再相談(前年度からの継続相談)の実数である。

注3)相談延件数は、個別相談(面接・訪問・電話・文書)、グループワーク(再発予防プログラム・家族教室)参加者の合計である(「ココロの電話相談」を除く)。

表4-12 依存症相談 対象者の男女別相談者数 (人)

区分 性別	アルコール	ギャンブル	薬物	その他 アディクション	計
男	42	88	103	16	249
女	10	4	18	12	44
計	52	92	121	28	293

表4-13 依存症相談 対象者の年齢別内訳

(人)

区分 年齢	アルコール・他嗜癖			薬 物 関 連						計
	アルコール	ギャンブル	その他 アディクション	有機溶剤等	覚せい剤	危険 ドラッグ	大麻	麻薬	その他	
10代	0	0	1	0	1	0	10	1	0	13
20代	2	20	7	0	4	0	9	0	8	50
30代	9	37	7	0	14	1	6	0	8	82
40代	17	14	7	0	32	1	4	0	1	76
50代	10	15	4	1	13	1	2	0	1	47
60代	11	5	0	0	3	0	0	0	0	19
70歳以上	3	1	2	0	0	0	0	0	0	6
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	52	92	28	1	67	3	31	1	18	293

注1)「その他アディクション」は、浪費、窃盗、性犯罪等その他の嗜癖、依存の問題を計上

注2)「有機溶剤等」には、シンナーの他、ブタンガス(ライターガス、カセットコンロのガス)を含む。

注3)「麻薬」には、コカインの他、LSD や MDMA 等の合成麻薬を含む。

注4)「その他」には、処方薬(抗不安薬、睡眠薬等)、市販薬(鎮咳薬、鎮痛薬、総合感冒薬等)等を計上

② 再発予防プログラム「TAMARPP」(タマープ)

薬物やアルコール等の問題があり、それらを使わない生活を送りたいと考えている当事者を対象に平成19年4月から実施。認知行動療法のテキストを用いた1クール13回のプログラムであり、再発に至る流れを理解し、再使用の引き金(きっかけ)を特定し、避ける生活を計画的に組み立てることをテーマにしており、週1回火曜の午後に回復者スタッフのサポートを得ながら実施している。

令和3年度は年間50回開催し、延べ385人(実人員49人)の参加があった(表4-15)。

また、近年増加傾向にあるギャンブル等の行動嗜癖の方に対応するため、物質依存と行動嗜癖を分けた「TAMARPP対象別セッション」を、令和3年度は8回実施した。

なお、「TAMARPP」テキストは薬物、アルコール用に作成されていたものを使用していたため、令和2年度に改定作業を行い、ギャンブル等の行動嗜癖にも対応したテキストを作成し、令和3年度から使用を開始した。

③ 家族教室

薬物やアルコール、ギャンブル等の問題を抱える人の家族を対象として週1回火曜日の午後に実施。精神科医師、ソーシャルワーカー、司法書士、弁護士、自助グループ、依存症回復支援施設スタッフ等の外部講師による講義とともに、当所職員による講義とグループワークを組み込んで依存症についての正しい知識と適切な対応について学ぶ機会を提供している。通常、家族教室は個別相談を受けた家族のみを対象としているが、家族教室の拡大版として、多摩地域の関係機関職員やテーマに関心のある一般都民も広く対象とした「公開講座」も年数回実施している。病院や保健所、保護観察所等から家族教室参加を前提にした家族の紹介も多い。

令和3年度は、50回開催し(うち公開講座6回)、延べ569人(実人員:家族128人、関係機関職員18人)の参加があった(表4-15)。

表4-14 依存症相談 新規相談者の内訳 (人)

相談者	依存内容	アルコール	ギャンブル	薬物	その他 アディクション	合計
妻		10	11	3	0	24
夫		1	0	0	0	1
母		1	9	22	6	38
父		0	5	5	1	11
本人		8	30	25	5	68
子供		4	1	0	0	5
兄弟		1	3	0	0	4
その他家族		0	0	2	0	2
合計		25	59	57	12	153

表4-15 依存症相談 グループワークにおける依存対象種別参加者数 (人)

年度 種別		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数
再発 予防 プログラム	アルコール	166	(11)	155	(15)	66	(10)	30	(8)	40	(6)
	ギャンブル	58	(10)	76	(11)	70	(14)	91	(16)	122	(26)
	薬物	164	(20)	228	(31)	184	(20)	102	(16)	136	(11)
	その他アディクション	82	(4)	68	(3)	45	(3)	68	(5)	87	(6)
	計	470	(45)	527	(60)	365	(47)	291	(45)	385	(49)
家族 教室	アルコール	282	(75)	256	(80)	205	(71)	112	(43)	121	(45)
	ギャンブル	168	(31)	249	(53)	208	(41)	130	(34)	126	(30)
	薬物	373	(56)	306	(60)	343	(56)	214	(50)	305	(63)
	その他アディクション	31	(4)	48	(8)	18	(5)	16	(8)	17	(8)
	計	854	(166)	859	(201)	774	(173)	472	(135)	569	(146)

注)平成29年度から令和元年度分において、再発予防プログラムの関係機関見学者数は「アルコール」の延人数に含めた(実人数には含めず)。

表4-16-① 家族教室実施プログラム

テーマ	実施回数
A 依存症とは	6
B 依存症と医療の役割	1
C 依存症と借金の問題	2
D 家族の対応	6
E 回復とは	11
F 精神科医によるQ&A	6
公開講座	6
家族の対応～実践編(グループワーク)	12
計	50

表4-16-② 公開講座実施日とテーマ

4月27日	依存症と医療の役割
6月29日	依存症と女性の回復
10月26日	依存症と法律問題
11月16日	依存症と医療の役割
12月7日	家族の中の境界線
3月1日	依存問題の個別的な理解と支援

表4-17 依存症相談 転帰の内訳

(人)

種別 区分	アルコール	ギャンブル	薬物	その他 アディクション	計
継続	36	66	98	17	217
中断	2	4	3	1	10
終了	14	22	20	10	66
計	52	92	121	28	293

④ 関係機関連携・支援

再発予防プログラム、家族教室とともに病院や保健所、他府県の精神保健福祉センター、弁護士等の関係機関職員の見学を随時受け入れている。再発予防プログラム「TAMARPP」の見学は、令和3年度は1機関から6名の参加があった。

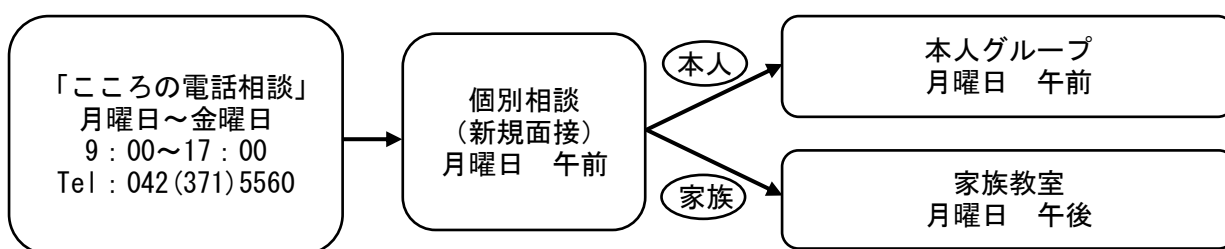
東京保護観察所立川支部とは、平成25年より法務省地域支援ガイドライン試行等事業の連携モデル事業に協力し、平成27年7月からは薬物依存症者等処遇の連携事業として、保護観察対象者の当センター個別相談・再発予防プログラムの利用を受け入れている。このほか、例年、東京保護観察所立川支部主催の保護者会・身元引受人会に講師として参加し、当センターでの依存症相談事業の取組を紹介している。また平成29年度からは、保護観察所内で立ち上げられた薬物再乱用防止プログラムに助言者として参加している。なお、令和2年度に引き続き、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響で、立川支部主催の保護者会・身元引受人会及び薬物再乱用防止プログラムは実施されなかった。

平成28年6月1日から「刑の一部の執行猶予制度」が施行となり、今後も身近な機関等から適切な支援を継続的に受けられるよう、一層の地域機関連携による支援が期待されている。

イ 思春期・青年期相談

思春期・青年期相談では、個別相談（面接）と本人グループ及び家族教室を行っている。

図4-2 思春期・青年期相談の流れ



① 個別相談

「こころの電話相談」を窓口として、来所相談の希望があれば面接予約をし、原則として毎週月曜日の午前に個別に相談を受けている。その後、必要に応じて本人グループや家族教室の案内を行っている。対象者は、おおむね15歳から30歳の方で、相談内容は思春期・青年期の心の健康全般についてである。

相談実件数は平成29年度より増加傾向にあり、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で受付を制限していた期間があり若干減少したが、令和3年度は令和元年度と同程度まで戻った（表4-18）。

相談対象者は、男女別では例年男性の方が多く、令和3年度においても男女比は約3：1と男性の方が多かった。年齢別では10代後半から20代前半が全体の約8割で、25歳以上は2割弱であった（表4-20）。

相談内容では、無気力・ひきこもりを主訴とした来所相談が最も多く全体の3割弱であり、次いで学校・職場等における不適応、不登校が続き、この3項目で全体の6割以上を占める（表4-21）。

思春期・青年期相談の特徴として、最初から本人が相談の場に登場することは少なく、外での不適応等をきっかけとして社会参加が困難となり、親からなかなか自立できない本人に対しどう関われば良いか分からない親からの相談が多い。

表4-18 思春期・青年期相談 年度別相談件数 (件)

区分	年度				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談実件数	82	95	143	135	146
相談延件数	839	1,084	1,149	1,090	1,205

注1) 相談実件数は、新規相談＋再相談(前年度からの継続相談)の実数である。

注2) 相談延件数は、個別相談(面接・電話・訪問・文書)の件数とグループワーク(本人グループ・家族教室)の参加数である(「こころの電話相談」を除く)。

表4-19 思春期・青年期相談 来所区分別相談者数

区分	人数
新規相談	75
再相談	71
計	146

表4-20 思春期・青年期相談 対象者の男女別・年齢別相談者数 (人)

年齢	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
15歳未満	0	0	1	0	0	2	1	2	5	2
15～19歳	21	10	24	11	36	19	46	15	42	16
20～24歳	22	5	28	12	29	17	34	17	44	13
25歳以上	20	4	18	1	34	6	17	3	20	4
計	63	19	71	24	99	44	98	37	111	35

表4-21 思春期・青年期相談 年度別問題別内訳

(人)

内容	年度				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
病気への不安・疑問・対応	6	2	3	5	5
リハビリテーション・就労	3	2	4	0	2
進路について	3	1	3	1	2
子どもの養育上の問題	4	11	22	16	13
家族関係の問題	6	9	10	9	10
不登校	8	8	13	12	19
不適応(学校・職場等)	15	10	17	27	35
家庭内暴力	2	2	5	8	4
食行動の異常	1	0	2	3	2
無気力・ひきこもり	33	47	53	41	42
社会的問題行動(非行・ギャンブル)	0	2	4	7	7
希死念慮・自殺企図	1	0	2	2	3
自傷行為	0	0	3	3	1
性格の問題	0	1	2	1	1
計	82	95	143	135	146

注)相談の主たる項目を一つ選んで掲載している。

② 本人グループ

社会的ひきこもりの本人を対象としており、週1回月曜日の午前にプログラムを実施している。令和3年度は平均4.9人/回、延べ238人の参加があった(表4-22)。活動内容に関しては月1回実施するスポーツ、アサーティブネストレーニング、グループミーティングに加え、ボードゲーム、散歩などのプログラムをメンバーとスタッフの話し合いで決めている。

③ 家族教室

社会的ひきこもりや家庭内暴力、家族関係等で困っている家族を対象としており、概ね月1~2回月曜日の午後に全16回開催した。基本的には家族を対象としているが、家族教室の拡大版として、関係機関職員やテーマに関心のある一般都民も広く対象とした公開講座を年7回実施した。令和3年度は平均12.7人/回、延べ203人の参加があった(表4-22)。

家族教室の内容は、ひきこもり傾向のある家族への具体的な手立てを伝える「家族の対応シリーズ」(全5回)のほか、医師・専門家による講義や支援機関の紹介、ひきこもり経験者や家族による体験談、アサーティブネストレーニング等であった(表4-23)。

表4-22 思春期・青年期相談 グループワーク

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
本人グループ	回 数	45	43	42	40	49
	参加延人数	195 (12)	222 (12)	164 (10)	213 (9)	238 (12)
家族教室	回 数	11	16	16	14	16
	参加延人数	145 (97)	327 (164)	394 (139)	179 (63)	203 (74)

注)()内は実数

表4-23 思春期・青年期家族教室の実施日とテーマ

日付	テーマ
4月19日	「私」と家族のコミュニケーション<アサーティブネストレーニング①> ～家族とのより良いコミュニケーションのために～
5月10日	ひきこもりの理解と回復への道すじ <ひきこもり・家族の対応シリーズ①>
5月24日	【第1回・公開講座】「ひきこもり」体験者の声 ～「ジョブトレ」を利用して社会に一步踏み出す～
6月14日	【第2回・公開講座】ネット・ゲーム依存の実態と家族の対応① ～依存についての基本的理解～
7月5日	【第3回・公開講座】思春期における様々な問題と解決志向アプローチ ～変化が起きる家族の関わり方のヒント～
7月19日	家族の役割と境界線 ～自立につながる親子関係～ <ひきこもり・家族の対応シリーズ②>
8月23日	「私」と子どもの関係性①(ワークショップ形式)
9月6日	ひきこもり期にみられる諸問題の理解と対応 (不安・うつ・強迫…/ゲーム依存・自傷・暴力…) <ひきこもり・家族の対応シリーズ③>
9月22日	【第4回・公開講座】発達特性と思春期問題 ～「その子らしい」生き方をどうサポートするか～
10月6日	【第5回・公開講座】思春期のこころの問題と病 ～心の育ちを支えるために～
10月18日	「私」と家族のコミュニケーション<アサーティブネストレーニング②> ～家族とのより良いコミュニケーションのために～
11月8日	ひきこもりからの回復～事例からそれぞれの自立について考える～ <ひきこもり・家族の対応シリーズ④>
12月6日	【第6回・公開講座】ネット・ゲーム依存(ゲーム障害)への家族の対応 <ネット・ゲーム依存の実態と家族の対応②>
1月17日	家族自身の生活を豊かにする/支援機関について知ろう <ひきこもり・家族の対応シリーズ⑤>
2月14日	【第7回・公開講座】動けなくなった子どもとの対話 ～ひきこもりから正社員までの道のり～(体験談)
3月7日	「私」と子どもの関係性②(ワークショップ形式)

表4-24-① 思春期・青年期相談
転帰の内訳

区 分	人 数
継 続	63
中 断	7
終 了	76
計	146

表4-24-② 思春期・青年期相談
終了の内訳

区 分	人 数
医療機関紹介	9
他の公的機関紹介	7
進学・就労	3
知識・対応方法の習得	35
福祉・カウンセリング機関案内	6
その他・終了	16
計	76

5 アウトリーチ支援事業

(1) アウトリーチ支援事業の概要

多職種（医師、看護師、福祉職、心理職等）で構成するアウトリーチチームが、市町村・保健所と連携して訪問型の支援を行い、精神障害者の地域生活の安定化を目指すとともに、地域の関係機関の人材育成を目的としている。

支援対象者は、未治療・医療中断等のため地域社会での生活に困難が生じ、通常受診勧奨や福祉サービス等の利用の勧めに応じることができない状態にある精神障害者又はその疑いのある者で、保健所からの支援依頼を受けて事例ごとにアウトリーチチームを組み、事例検討会で情報を共有、支援方針や対応方法を検討し、6か月の期間を目途に下記の支援を行う。

ア 訪問支援

支援対象者に対する病状の診たて、生活状況の確認、本人・家族への心理・社会的サポート、受診勧奨等

イ 医療・福祉サービスの利用支援

本人同意のもと、受診同行や手続き等の窓口対応の同行

ウ 関係機関による事例検討会への参加

支援方針、役割分担の検討、法的問題の整理、安全な業務実施等の検討に際しての支援

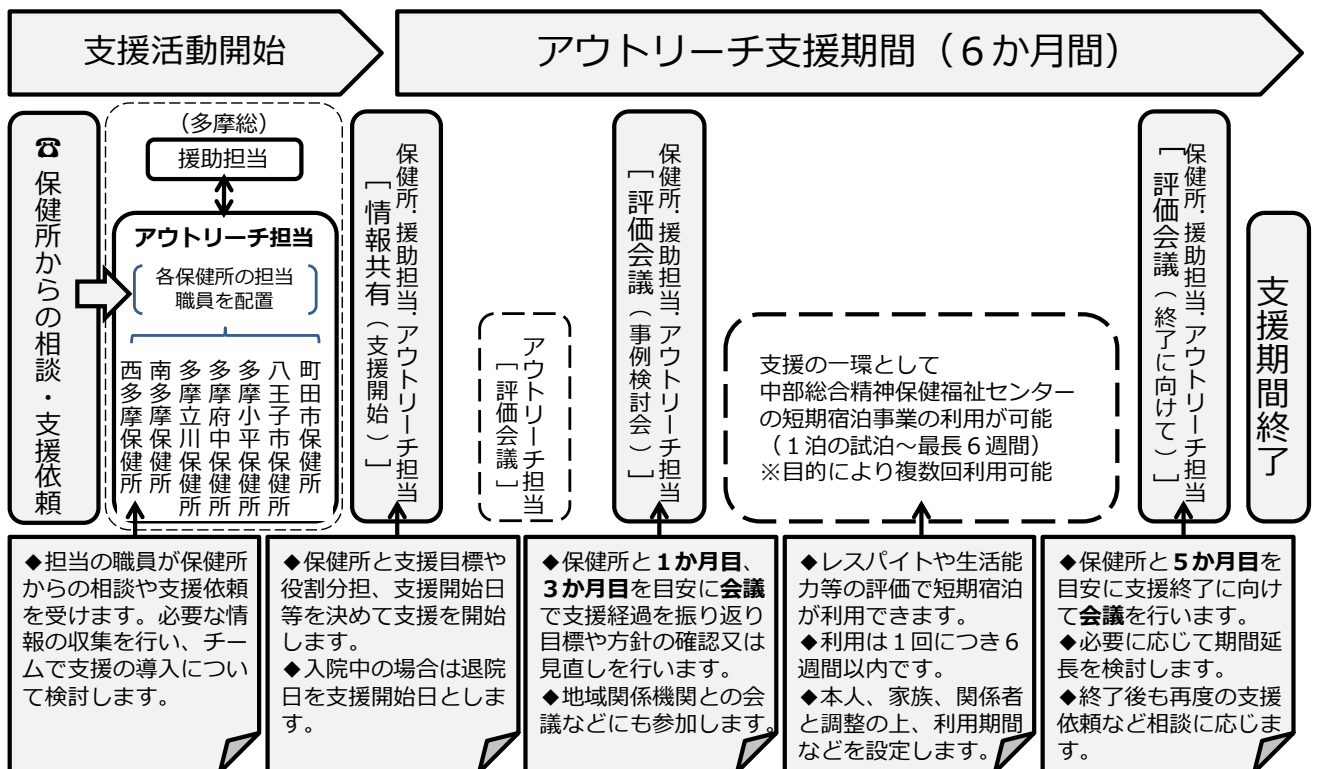
エ 人材育成

関係機関職員を対象とした精神保健医療福祉制度等に関する講習会の実施

オ その他、地域生活の安定を図る上での必要な支援

アウトリーチ支援事業について

多摩総の専門職チームが保健所と連携して訪問型の支援を行い、精神障害者の地域生活の安定化を目指します。



(2) 令和3年度 アウトリーチ支援事業のまとめ

ア 支援件数等

アウトリーチ支援事業対象者は、令和2年度からの継続事例が5件、令和3年度開始12件（内訳：新規新来事例11件及び年度新来事例1件）の計17件で、支援終了者は前年度からの継続事例も含めて10件であった（表5-1）。新規新来事例の中には、東京都版措置入院者退院後支援ガイドラインの対象となった事例が2件あった。令和3年度は前年度から継続の事例が少なく、結果として実件数が伸びなかったが、新規新来事例は前年度より増加した。

入院中に依頼があった事例は、新型コロナウイルス感染症による面会の制限等で退院準備が進まず、支援開始までに時間がかかった（表5-2）。

表5-1 支援対象件数(新規及び終了者) (件)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度から継続 ①		18	17	8	10	5
新規	新規新来 ②	29	14	15	8	11
	年度新来 ③	1	2	-	4	1
	新規計 ④=②+③	30	16	15	12	12
実件数 ⑤=①+④		48	33	23	22	17
終了 ⑥		31	25	13	17	10
翌年度へ継続 ⑤-⑥		17	8	10	5	7

表5-2 支援依頼受理日から事例検討会開催までの日数 (日)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
平均日数	14	38	37	93	56
最短	0	3	13	19	12
最長	200	239	111	210	130

イ 支援対象者の属性

支援対象者の年齢は、10代から70代で平均年齢は40代となっている（表5-3）。支援開始時の居住状況については、同居が多い（表5-4）。支援開始前の医療状況として、医療中断が4件、不安定受診が1件、その他が6件（内訳：通院中1件、入院中5件）であり（表5-5）、主病名別では、統合失調症が半数を占めており、次いで神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害の順になっている（表5-6）。副病名として、心理的発達の障害と診断されている事例、若しくは疑われる事例が数件ある。

表5-3 新規支援対象者の性別及び年齢別内訳

(人)

年齢/性別	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度			
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	男	女	計	構成比
10歳未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0	0.0%
10～19歳	1	3.4%	1	7.1%	1	6.7%	0	0.0%	0	1	1	9.1%
20～29歳	2	6.9%	2	14.3%	1	6.7%	0	0.0%	1	0	1	9.1%
30～39歳	9	31.0%	4	28.6%	5	33.3%	2	25.0%	0	1	1	9.1%
40～49歳	9	31.0%	2	14.3%	2	13.3%	3	37.5%	3	2	5	45.5%
50～59歳	6	20.7%	5	35.7%	5	33.3%	3	37.5%	1	1	2	18.2%
60～69歳	2	6.9%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%	0	0	0	0.0%
70歳以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0	1	9.1%
小計	29	100%	14	100%	15	100%	8	100.0%	6	5	11	100%
構成比									55%	45%	-	
平均年齢	男	42.5歳		40.6歳		48.4歳		48.5歳		46.8歳		
	女	33.5歳		44.3歳		30.8歳		41.3歳		39.6歳		
	全体	42.0歳		41.6歳		43.7歳		44.9歳		43.5歳		

注)小計欄の人数は、「表5-1 支援対象件数(新規及び終了者)」の「新規新来②」の人数である。

表5-4 支援開始時の居住状況

(人)

		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
単身	男	7	27.6%	3	28.6%	8	53.3%	2	37.5%	2	36.4%
	女	1		1		0		1		2	
	計	8		4		8		3		4	
同居	男	12	72.4%	7	71.4%	3	46.7%	2	62.5%	4	63.6%
	女	9		3		4		3		3	
	計	21		10		7		5		7	
合計		29		14		15		8		11	

注)合計欄の人数は、「表5-1 支援対象件数(新規及び終了者)」の「新規新来②」の人数である。

表5-5 支援開始前の医療の状況

(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
未治療	3	2	1	1	0
医療中断	5	1	3	0	4
不安定受診	1	1	0	1	1
不明	0	0	0	0	0
その他	20	10	11	6	6
計	29	14	15	8	11

注)合計欄の人数は、「表5-1 支援対象件数(新規及び終了者)」の「新規新来②」の人数である。

表5-6 新規支援対象者の主病名別内訳(ICD-10)

(人)

項目	年度					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
F0	症状性を含む器質性精神障害	0	0	0	0	0
F1	精神作用物質使用による精神および行動の障害	1	0	4	0	1
F2	統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	23	7	5	4	6
F3	気分(感情)障害	1	0	1	0	0
F4	神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	1	2	1	1	3
F5	生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	0	0	1	0	0
F6	成人のパーソナリティおよび行動の障害	0	0	0	0	0
F7	知的障害(精神遅滞)	1	1	0	0	0
F8	心理的発達の障害	2	3	1	3	1
F9	小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害、特定不能の精神障害	0	0	1	0	0
	不明	0	1	1	0	0
	計	29	14	15	8	11

注)合計欄の人数は、「表5-1支援対象件数(新規及び終了者)」の「新規新来②」の人数である。

ウ 支援内容

- ① 対象者の問題行動では、「暴言」が最も多く、次いで「医療拒否」が多い。「その他」には、近隣迷惑行為、浪費、自傷行為、アルコール・薬物の乱用、虐待(セルフネグレクト含む)が含まれている(表5-7)。

表5-7 問題行動(複数回答あり)

(人)

問題行動	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
医療拒否	18	8	6	8	8
暴言	15	4	8	5	9
妄想・こだわりによる奇行	16	7	7	4	4
家庭内暴力	5	3	4	4	6
騒音	4	2	2	2	3
閉じこもり	13	11	5	5	3
頻回の訴え	10	2	2	1	3
不潔	11	8	6	1	3
拒食等の身体的危機	5	1	3	3	3
その他	20	6	11	10	11

- ② 相談項目別援助では、本人の課題に関わる援助を行う「問題」が最も多い傾向は変わらない。次いで、基本的な生活への助言、指導を行う「日常」が多い。短期宿泊事業の利用はなかったため、「入所」「退所」は0であった（表5-8）。

表5-8 相談項目別援助延べ件数

(件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	項目
医療	166	183	91	390	170	受診援助等、医療的な相談
入所	18	20	14	44	0	入所に関する援助
退所	13	3	3	19	0	退所指導、関係機関との連絡調整
問題	2,505	2,093	1,538	1,488	584	本人の課題に関わる処遇、援助
経済	23	30	16	29	28	生活保護、年金申請、自立支援等
就労	5	6	1	0	5	仕事についての相談、日中活動事業所利用等
住宅	6	2	37	17	4	不動産、公的住宅、引越し等
教育	0	1	0	1	1	学校等の連絡・調整等
家族	58	10	34	102	60	家族連絡、家族調整全般
日常	13	37	88	240	229	基本的な生活への助言、指導等
心理	8	12	7	6	5	対人関係上の相談・助言等
人権	2	0	13	3	0	行動制限に関する相談

注)本表5-8にかかる対象は、「表5-1支援対象件数(新規及び終了者)」の「実件数⑤」(令和3年度は17件)に対する援助件数である。

- ③ アウトリーチ支援実施形態別支援では、対象件数が減少し、対本人、対家族、対関係機関、事例検討会の支援数も減少している（表5-9）。支援への拒否感が強く、頻回に関わることが難しいため、1ケース当たりの件数も減少したと考えられる。

表5-9 アウトリーチ支援実施形態別支援実施状況

(件)

区分	年度 対象件数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
		(48件)	(33件)	(23件)	(22件)	(17件)					
対本人	来所	2(0.0)	724	1(0.0)	547	2(0.1)	488	0(0.0)	520	0(0.0)	236
	訪問	502(10.5)	(15.1)	428(13.0)	(16.6)	341(14.8)	(21.2)	359(16.3)	(23.6)	187(11.0)	(13.9)
	電話文書	220(4.6)		118(3.6)		145(6.3)		161(7.3)		49(2.9)	
対家族	来所	0(0.0)	465	1(0.0)	357	8(0.3)	217	8(0.4)	340	6(0.4)	165
	訪問	279(5.8)	(9.7)	200(6.1)	(10.8)	112(4.9)	(9.4)	163(7.4)	(15.5)	117(6.9)	(9.7)
	電話文書	186(3.9)		156(4.7)		97(4.2)		169(7.7)		42(2.5)	
対関係機関	来所	4(0.1)	1,637	6(0.2)	1,311	3(0.1)	1,359	1(0.0)	1,471	8(0.5)	683
	訪問	486(10.1)	(34.1)	452(13.7)	(39.7)	467(20.3)	(59.0)	483(22)	(66.9)	264(15.5)	(40.2)
	電話文書	1,147(23.9)		853(25.8)		889(38.7)		987(44.9)		411(24.2)	
対近隣住民	来所	0(0.0)	8	0(0.0)	5	0(0.0)	16	0(0)	9	0(0.0)	2
	訪問	8(0.2)	(0.2)	5(0.2)	(0.2)	16(0.7)	(0.7)	7(0.3)	(0.4)	2(0.1)	(0.1)
	電話文書	0(0.0)		0(0.0)		0(0.0)		2(0.1)		0(0.0)	
事例検討会	所内	3(0.1)	98	0(0.0)	80	0(0.0)	81	2(0.1)	67	1(0.1)	42
	所外	95(2.0)	(2.0)	80(2.4)	(2.4)	81(3.5)	(3.5)	65(3.0)	(3.0)	41(2.4)	(2.5)

注1)本表5-9にかかる対象は、「表5-1支援対象件数(新規及び終了者)」の「実件数⑤」(令和3年度は17件)に対する援助件数である。

注2) ()内は、1ケース当たりの件数

(3) アウトリーチ支援事業研修・人材育成

表5-10 アウトリーチ支援事業研修・人材育成実績

	テーマ・名称	開催日	主な対象者	参加者数
1	アウトリーチ支援研修 「ストレングスモデルの視点に基づいた精神科アウトリーチ支援」	令和3年6月18日 午後	精神保健福祉に携わる関係機関職員	120名
2	アウトリーチ支援研修 「『家族』を理解し、支援につなげる」	令和3年12月10日 午後	精神保健福祉に携わる関係機関職員	69名
3	アウトリーチ担当内研修会 「成年後見制度について学ぶ」	令和4年2月18日 午後	所内職員等	11名

注) 1、2については、精神保健福祉研修で実施

(4) 短期宿泊事業の概要

短期宿泊事業は、東京都立総合精神保健福祉センター短期宿泊事業運営要綱に基づき、アウトリーチ事業の対象者が地域で生活する上で困難な問題が生じた場合に、短期的に宿泊の場を提供し、支援計画等により速やかに地域で安定した生活ができるように支援することを目的としている。

定 員：20名（平成28年度から）

利用期間：原則6週間以内

（短期宿泊施設：中部総合精神保健福祉センター）

【東京都精神障害者一時入所事業】

地域で生活する精神障害者が住居等に居住し続けることが困難な事情（アパートの建替えや火災事故等）があり、障害者総合支援法に基づき区市町村の実施する短期入所事業の対象とならない等の事由により、一時的に施設に入所する必要が生じた場合に、当該精神障害者が一時的に施設に入所することにより、地域生活支援及び福祉の向上を図ることを目的としている。

根 拠：東京都精神障害者一時入所事業実施要綱

定 員：4名

利用期間：原則2週間以内

一時宿泊施設及び利用申込先：中部総合精神保健福祉センター

(5) 令和3年度短期宿泊事業のまとめ

令和3年度における短期宿泊事業の実人数は0名であった（表5-11から表5-14）。例年、レスパイト、自立に向けての練習、生活能力評価などを目的に利用していたが、令和3年度については、家を離れる不安や抵抗感を示す人が多く、利用に至らなかった。一方で、地域の関係機関からは将来的に利用したいという問い合わせが数件あった。

(6) 短期宿泊事業の実績

ア 利用者数

新規利用者：0名 実人数：0名

イ 入所者の状況

表5-11 性別 (人)

平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
2	0	2	2	0	2	1	1	2	0	3	3	0	0	0

表5-12 年齢別利用者数 (人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
10歳未満	0	0	0	0	0
10～19歳	0	0	1	1	0
20～29歳	0	0	0	0	0
30～39歳	0	0	0	1	0
40～49歳	1	1	1	0	0
50～59歳	0	1	0	1	0
60～69歳	1	0	0	0	0
70～79歳	0	0	0	0	0
80歳以上	0	0	0	0	0
計	2	2	2	3	0

表5-13 背景別利用者数(複数回答あり) (人)

背 景		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
本人側の 要因	病状不安定	2	2	0	1	0
	生活機能の著しい低下	2	2	0	2	0
生活環境の 要因	家族関係トラブル	0	2	2	1	0
	近隣とのトラブル	1	1	0	1	0
	住宅喪失(の恐れ)	1	2	0	0	0
	介護者の入院	0	0	0	0	0

表5-14 入所中の支援実施状況 (件)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対本人	来所	0	0	0	0	0
	訪問	5	21	34	46	0
	電話・文書	2	1	8	8	0
	計	7	22	42	54	0
対家族	来所	0	0	2	2	0
	訪問	1	0	7	5	0
	電話・文書	2	0	9	13	0
	計	3	0	18	20	0
対関係機関	来所	0	0	0	0	0
	訪問	8	47	57	60	0
	電話・文書	31	105	165	110	0
	計	39	152	222	170	0
対近隣住民	来所	0	0	0	0	0
	訪問	0	2	0	0	0
	電話・文書	0	0	0	0	0
	計	0	2	0	0	0
ケース会議	所内	0	0	0	0	0
	所外	3	5	5	9	0
	計	3	5	5	9	0

注)短期宿泊中で、中部総合精神保健福祉センター職員が支援した分は除く。

6 人材育成

(1) 教育研修

当センターでは、精神保健福祉に関する知識及び技術の向上並びに関係機関相互の連携を深めることを目的として精神保健福祉研修を企画・実施している。

また、都立中部総合精神保健福祉センター及び都立精神保健福祉センターとの共催で、国の依存症対策総合支援事業に基づく依存症支援者研修も実施している（表6-1）。

表6-1 令和3年度研修内容・実績

研修名	開催日	延人数	内容	講師	所属等	
関係機関職員研修						
基礎研修	精神保健福祉基礎研修1	6/24	222	精神保健福祉施策、精神科で扱われる障害等	井上 悟	当センター 所長
	精神保健福祉基礎研修2	6/24	226	精神科領域の疾患	竹内 真弓	代々木病院 精神神経科科長
	精神保健福祉基礎研修3	7/1	159	精神障害者の地域移行支援等	毛塚 和英	地域生活支援センタープラッツ 相談支援専門員
実務研修	依存症問題研修1(家族支援)	11/12	74	物質依存者の家族に対する援助の実際	森田 展彰	筑波大学 准教授
	依存症問題研修2 (アディクション地域支援)	11/22	62	薬物使用によるアディクション地域支援等	上岡 陽江	NPO法人ダルク女性ハウス 代表
					古藤 吾郎	NPO法人アバリ日本薬物政策アドボカシーネットワーク事務局長
	依存症問題研修3 (ギャンブル依存)	1/24	42	ギャンブル依存について	河本 泰信	よしの病院 副院長
	アウトリーチ支援研修(前期)	6/18	120	ストレンクスモデルの視点に基づいた精神科アウトリーチ支援	萱間 真美	聖路加国際大学大学院 教授
	アウトリーチ支援研修(後期)	12/10	69	『家族』を理解し、支援につなげる	佐藤 美保	杏林大学 准教授
	思春期・青年期問題研修	11/25	92	ネット依存の現状と対応	西村 光太郎	久里浜医療センター 医師
	大人の発達障害	7/12	301	大人の発達障害 基本的な支援の考え方	市田 典子	しろかねたかなわクリニック 医師
	大人の発達障害治療プログラム 多摩総CES研修	12/17	150	大人の発達障害治療プログラム「多摩総CES」	中村 干城	一般社団法人Conatus 代表理事
	虐待防止研修(基礎編)	7/29	124	高齢者・障害者虐待の基礎的な概念理解	竹内 真弓	代々木病院 精神神経科科長
					川崎 裕彰	かわさき社会福祉士事務所 所長
	虐待防止研修(応用編)	12/9	50	高齢者・障害者虐待への対応と 養護者及び家族支援	竹内 真弓	代々木病院 精神神経科科長
					川崎 裕彰	かわさき社会福祉士事務所 所長
	相談・支援力UP研修	8/5	241	基本的なインテーク、アセスメント	田中 剛	矢田の丘相談室 代表
障害福祉サービス事業所職員研修						
居住支援系サービス事業所職員研修	12/15	52	精神障害にも対応する地域包括ケアシステムについて	吉川 隆博	東海大学 教授	
障害福祉サービス事業所職員研修	12/23	95	ピアサポートの現状と今後の方向性	野本 学	世田谷区役所 係長	
				当事者講師A氏	ぼーとからすやま 利用者	
				当事者講師B氏		
				古橋 陽介	相談支援センターくらふと 相談支援専門員	
				毛塚 和英	地域生活支援センタープラッツ相談支援専門員	
				田中 洋平	地域生活支援センターこかげ	
三好 康太	精神保健福祉士					
実習研修						
通所部門実習研修 (前期2コース)(後期2コース)	全4コース	20 (4人×5)	当センター通所部門(デイケア)で5日間実習	当センター生活訓練科職員		
令和3年度依存症支援者研修(3センター共催)						
依存症支援者研修						
地域生活支援研修	11/17	276	アルコール依存症の理解と対応	小林 桜児	神奈川県立精神医療センター 副院長	

精神保健福祉研修の対象者は、主に多摩地域の精神保健福祉に携わる行政機関、相談機関、医療機関、教育機関、障害福祉サービス事業所、その他関係機関職員である。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ精神保健福祉研修の全てをオンラインで実施した。それに伴い区部の方等、受講者の範囲を拡大することができたため、回数は少ないが参加実数を伸ばしている状況がみられた。年度別受講者数には通所部門実習の4回、延人数20人を含んでいる(表6-2)。

表6-2 精神保健福祉研修 年度別受講者数

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開催	回数	29	33	28	28	20
	延日数	52	64	43	43	35
受講者数	実数	1,620	1,850	1,613	1,035	2,083
	延人数	1,760	2,027	1,701	1,047	2,099

この精神保健福祉研修に、3センター共催の令和3年度依存症支援者研修(表6-1内)の延人数を合わせると、令和3年度は総延人数2,375人であった。その所属機関別受講者数の内訳は表6-3のとおりである。

表6-3 精神保健福祉研修・依存症支援者研修(所属機関別受講者数)

所属機関区分	精神保健福祉研修 受講者数(人)	割合(%)	依存症支援者研修 受講者数(人)	割合(%)
保健所・保健センター	174	8.3%	48	17.4%
福祉事務所(生活福祉課)	100	4.8%	21	7.6%
上記以外の区市町村の施設	190	9.1%	27	9.8%
上記以外の都・国の施設	57	2.7%	14	5.1%
障害福祉サービス事業所等	873	41.6%	80	29.0%
医療機関	305	14.5%	34	12.3%
学校関係	14	0.7%	2	0.7%
高齢者関係施設	119	5.7%	16	5.8%
社会福祉施設	243	11.6%	31	11.2%
その他	24	1.1%	3	1.1%
小計	2,099	100.0%	276	100.0%
合計(総研修受講者数)	2,375			

(2) 実習生の受入れ

当センターでは大学、専門学校等教育機関の精神保健福祉援助実習生、作業療法臨床実習生、心理臨床実習生等を受入れている。

作業療法臨床実習生は生活訓練科のみで実習する。

令和2年度より、半日の公認心理師実習「見学実習」を受入れ開始。集団見学を実施したため、受入れ人数が大幅に増えている状況がある。

令和3年度受入れ実績は、36名(精神保健福祉士：2名、公認心理師：34名)である。

表6-4 実習生 年度別受入れ状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受入れ人数	2	3	10	39	36

(3) 所内職員研修

職員がセンター業務を行う上で必要な知識・技能を習得し、資質の向上並びに自己啓発を推進するために所内職員研修を実施している（表6-5）。平成21年度からは、研修担当等の企画する研修への参加も所内職員研修に位置づけ、参加を勧奨している。

令和3年度の所内職員研修の参加者は延べ185名であった。

表6-5 令和3年度所内職員研修

月 日	研 修 内 容
4月7日	令和3年度新任・転入職員研修
9月上旬	ホームページ掲載の流れと簡単なCMS操作
9月8日	DPATの取り組みと課題
11月8日	文書事務について
11月24日	援助者のリスクマネジメント～バーンアウトをしないために～
1月12日	医療安全管理対策委員会(感染対策部会)研修
3月9日	学会・研修・調査研究等報告会
3月23日	複雑困難事例(精神保健福祉の動向含)

7 広報普及

(1) 見学案内

当センターの施設を案内し、事業の紹介を行っている。

平成30年度からは一般見学と団体見学を統合し「多摩総合精神保健福祉センター施設見学」として、随時受付・原則水曜日の午後・予約制で実施した。令和元年度の「多摩総合精神保健福祉センター施設見学」来所者は合計240人であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け令和2年度以降は大幅に減少した（表7-1）。

「多摩総合精神保健福祉センター施設見学」は、事前申し込み制として一般都民・学生・関係機関の方等を対象に、当センターの事業全般の概要説明と施設案内の内容で実施している（デイケア利用希望者については、別途「デイケア施設見学会」として生活訓練科で対応）。

表7-1 「多摩総合精神保健福祉センター施設見学」件数と参加人数

	件数	参加人数	内訳			
			所属	件数	人数	
多摩総 施設見学	6	46	一般都民	1	1	
			学生(個人)	2	2	
			各種相談・支援機関	2	3	
			公共団体	0	0	
			民生・児童委員	0	0	
			家族会	0	0	
			市民団体	0	0	
			学 校	福祉系	0	0
				看護系	1	40
				その他	0	0
ボランティア団体	0	0				

(2) 各種情報の提供

精神保健福祉に関するリーフレット等印刷物の作成・配布のほか、精神保健福祉に関する資料や情報の収集、提供を行っている。

ア リーフレット・パンフレット等

3つの都立（総合）精神保健福祉センターでは、こころの健康や精神疾患をはじめ、精神保健福祉に関する各種リーフレット類を協同で作成し、都民や地域関係機関に提供している。

イ 精神保健福祉の動向 ー多摩地域編ー

地域の関係機関が精神保健福祉活動を推進する上での一助となるよう、毎年、多摩地域の市町村における精神保健福祉施策等の取組状況を調査したものを冊子にまとめ、ホームページでも公開している。

ウ 定期刊行物

① NETWORK たま

精神保健福祉に関する当センター編集・発行の情報紙である。主に多摩地域の市町村、保健所、地域活動（生活）支援センター、その他の障害福祉サービス事業所等から提供された情報（事業紹介、講演会やイベントの案内等）を掲載し（表7-3）、発信するほか、ホームページでも公開している。また、ホームページからのダウンロードも可能である。

② 東京都こころの健康だより

3つの都立（総合）精神保健福祉センターが協同で編集・発行している広報誌である。精神保健福祉に関する情報の普及啓発を目的に広く都民を対象として、年3回発行し、関係機関に配布している。

中部総合精神保健福祉センターのホームページでも公開している。

<令和3年度の特集>

NO. 131	2021. 6月号	アンガーマネジメント
NO. 132	2021. 10月号	自らを傷つける人たち
NO. 133	2022. 2月号	ピアサポート

エ ホームページ

当センターのホームページでは、相談の案内、支援内容の紹介、見学や研修の案内等のほか、各種リーフレット等のダウンロード等、精神保健福祉に関する情報を広く都民に公開している。

当センター ホームページアドレス <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/tamasou/index.html>

表7-2 広報普及活動実績

	内容	発行回数等	部数、件数等	配布先
広報用印刷物	精神保健福祉の動向 (多摩地域編)	1回/年	【配布部数】 392部	関係機関等
	リーフレット 「ともに歩む」 「思春期・青年期デイケア」 「統合失調症」、「うつ病」等	適宜発行	【配布部数】 7,824部	関係機関、住民等
定期刊行物	NETWORK たま	6回/年	【発行部数】 約425部/回 (約2,550部/年)	関係機関等 送付分:約260か所 メール:約240か所
	こころの健康だより	3回/年	【発行部数】 11,000部/回 (33,000部/年)	中部総合精神保健福祉センターから配布
ホームページ		適宜更新	【アクセス数】 639,513	-
情報提供	資料配布等		5,131件/年	
	マスコミ対応等		1件/年	

表7-3 令和3年度「NETWORK たま」掲載の多摩地域の講演会・イベント一覧

発行月	種別			内容・演題等	主 催
	講演会・講座等	移転・新規	その他		
6月号	○			三鷹市ピアサポート事業 こころの元気回復市民講座 リカバリーカレッジ	社会福祉法人 巢立ち会
	○			サンクラブ多摩主催 精神保健福祉公開講演会 みんなでやろう家族SST	サンクラブ多摩(精神障害者家族会)
		○		だいち調布第3事業所開設のお知らせ	特定非営利活動法人だいち
	○			令和3年度調布市発達障害者支援事業 ぼぼむ講演会 「もっと知りたい発達障害のこと～本田先生がみなさんの質問に お答えします～」	調布市こころの健康支援センター
		○	新しいリーフレット『気分(感情)障害』のご案内に寄せて	多摩総合精神保健福祉センター 精神科医師	
9月号	○			精神保健福祉公開講演会 あじさい会創立30周年記念講演 コロナ禍に学ぶ 当事者及び家族のあり方	小金井市精神障害者家族会 あじさい会
		○		エシカルベジタブルス八王子 開設のご案内	就労移行支援事業所 エシカルベジタブルス八王子
	○			日野市 ひきこもりセミナー(概要)	日野市健康福祉部 セーフティネットコールセンター
	○			三鷹市ピアサポート事業 リカバリーカレッジの秋学期講座が始まります	社会福祉法人 巢立ち会
10月号	○			日野市 ひきこもりセミナー 「ひきこもっていた時の気持ちを聞かせて下さい」	日野市健康福祉部 セーフティネットコールセンター
			○	耕心館・けやき館連携事業 癒し拓くアート2021 二つの場による自己表現展 ーひまわりアーティストクラブ 平川病院(造形教室)ー	瑞穂町社会福祉教育施設耕心館 瑞穂町郷土資料館けやき館
		○		ユースメンタルサポートColor 開設のご案内	社会福祉法人 巢立ち会
			○	生き活き人生相談会	社会福祉法人 草むら
11月号	○			サンクラブ多摩主催 精神保健福祉公開講演会 みんなでやろう家族SST	サンクラブ多摩(精神障害者家族会)
	○			三鷹市精神障がい者地域支援連絡会 講演会 カナダ バンクーバーにおけるメンタルヘルスの実践	社会福祉法人 巢立ち会
	○			発達障害のある子どもたちがのびのび成長するためのヒント ～当事者の経験を踏まえて～	多摩市役所 障害福祉課 発達支援室
			○	自主上演会のご案内 「ふたり～あなたという光～	多摩社会福祉士会
	○			さるびあ会11月例会のお知らせ 「発達障害をもっとよく知りたい」	NPO法人町田市精神障害者さるびあ会
			○	寺子屋むうぷスピンオフ企画Vol.2 ものづくりの会 落ち葉を使ったノート作り	社会福祉法人むうぷ むうぷ舎中原
1月号		○		グループホーム星の輪多摩 開設のご案内	一般財団法人 星輪会
			○	ひのきのその 喫茶ルーム & ミニギャラリーのご案内	社会福祉法人 緑水会 ひのきのその
			○	新年を迎えるにあたって	多摩総合精神保健福祉センター 所長
	○			ひきこもりセミナー 「周囲の人がよき応援団であるためにできること」	日野市健康福祉部 セーフティネットコールセンター
	○			さるびあ会 例会のお知らせ 1月 「町田市における障がい者支援センターの役割」 2月 「統合失調症の薬物治療」	NPO法人町田市精神障害者さるびあ会
3月号			○	第6回 きよせ そよ風コンサート 出演者大募集!	きよせそよ風コンサート実行委員会
	○			地域生活支援センターびーと 公開セミナー 「知的障害のある方の高齢化について考える」	武蔵野市 / 社会福祉法人 武蔵野
	○			ココロセミナー 「精神科ってどんなところ？」	日野市健康福祉部 セーフティネットコールセンター
	○			市民こころの健康支援事業 第29回テーマ講座 自殺対策講座 「あなたが、大切な人になれること。」	武蔵野市
	○			三鷹市ピアサポート事業 リカバリーカレッジの春学期講座が始まります	社会福祉法人 巢立ち会
		○	多摩総合精神保健福祉センター デイケアに来てみませんか? ～令和4年4月から、プログラムが変更になります!～	多摩総合精神保健福祉センター・デイケア	

(3) 東京都多摩地域依存症関連機関地域連携会議の開催

多摩地域における依存症患者等への支援体制強化を目的として、関係機関相互の連携を図り、依存症に関する取組や各種情報、課題の共有を行うため、行政や医療、福祉、司法等の関係機関によって構成される東京都多摩地域依存症関連機関地域連携会議を開催した。

【根拠】

(国) 依存症対策総合支援事業実施要綱(平成29年6月13日付障発0613第2号)

(都) 東京都多摩地域依存症関連機関連携会議設置要綱(令和2年11月6日付2多精広第429号決定)

【実績】

日 時：令和3年12月22日(水) 14時30分～16時30分

場 所：体育館(新型コロナウイルス感染症感染対策実施)

参加機関：医療機関、弁護士、東京保護観察所(立川支部)、消費生活センター、民間団体、
自助グループ、保健所、市町村

内 容：東京都の依存症対策

機関の取組報告

成功事例紹介による連携の在り方について意見交換等

8 調査研究

(1) 原著・論文・学会発表等

- ア 「水疱性類天疱瘡のステロイド治療により寛解17年後に躁病エピソードが再燃した双極性感情障害の一例」
令和3年9月19日(日)、20日(月)、21日(火)
第117回日本精神神経学会学術総会 国立京都国際会館
一般演題 会期後オンデマンド配信
多摩総合精神保健福祉センター 組谷 彰太郎
- イ 「新型コロナウイルス感染症に係る「こころの電話相談」の利用状況と相談内容に関する調査・分析」
令和3年9月27日(月)、28日(火)
第57回全国精神保健福祉センター研究協議会 京王プラザホテル(ハイブリッド開催)
(事務局:東京都立中部総合精神保健福祉センター、精神保健福祉センター、多摩総合精神保健福祉センター)
一般演題 誌上发表
多摩総合精神保健福祉センター 古田 靖子
- ウ 「平成28年度以降のアウトリーチ支援事業における支援前後の変化についての報告」
令和3年9月27日(月)、28日(火)
第57回全国精神保健福祉センター研究協議会 京王プラザホテル(ハイブリッド開催)
(事務局:東京都立中部総合精神保健福祉センター、精神保健福祉センター、多摩総合精神保健福祉センター)
一般演題 会場発表
多摩総合精神保健福祉センター 藤井 悠紀子

(2) 調査回答

関係機関からの依頼により、下表のと通りの調査回答を行った。

表8-1 令和3年度調査回答

調査機関	調査内容
筑波大学医学医療系及び 筑波大学人間総合科学学術院 人間総合科学研究群	「ギャンブル依存症者家族の回復に与える支援効果に関する研究」に関する調査
横浜市こころの健康相談センター	薬物依存症・ギャンブル等依存症の相談件数やSMARPPなどの回復プログラム等の実施状況及び関係機関等連携状況に関する調査について
国立病院機構久里浜医療センター及び 鳥取県立精神保健福祉センター他	ゲーム障害の診断・治療法の確立に関する研究
東京都福祉保健局障害者施策推進部	依存症民間団体との連携事例集作成に係るアンケート調査
東京都立松沢病院	都立松沢病院看護部門と地域連携関連施設との看護連携に関するアンケート調査
特定非営利活動法人メンタルケア協議会	自殺防止のための電話・SNS相談窓口、及び、自殺未遂者等ハイリスク者支援事業の運営実態に関する調査
横浜市こころの健康相談センター	「薬物を使用した人に対する意識・態度の心理評価尺度の開発研究」に関する調査
東京都南多摩保健所	令和3年度感染症流行下における精神保健福祉活動に関するアンケートについて(依頼)
島根県立心と体の相談センター	令和3年度SAT-G活用状況に関する調査について
公益社団法人日本精神科病院協会 DPAT事務局	厚生労働科学研究におけるDPATに関する調査について
日本公衆衛生学会 新型コロナウイルス 感染症諸施策研究班研究事務局	新型コロナウイルス感染症諸施策に関する意見調査
国立国際医療研究センター 国府台病院 児童精神科	ひきこもり(不登校)支援者の実態把握に関する研究 アンケート調査

9 精神医療審査会

精神医療審査会の事務は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき精神保健福祉センターで所掌しており、医療保護入院者の入院届並びに措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告の審査と、精神科病院に入院中の者又はその保護者からの退院・処遇改善の請求の審査を行い、精神科病院入院患者の適正な医療及び保護の確保に努めている。

東京都では、中部総合精神保健福祉センターに精神医療審査会事務局を設置し、退院請求専用電話の受付及び定期病状報告等の取りまとめを行っている。

退院等請求にかかる病状実地審査の立会い業務については、中部総合精神保健福祉センター、都立精神保健福祉センター及び当センターの職員で担っている。

なお、精神医療審査会に関する実績は、中部総合精神保健福祉センターの事業概要に掲載している。

10 自立支援医療費制度（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定・交付

自立支援医療費制度（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関わる審査業務は、中部総合精神保健福祉センター、都立精神保健福祉センター及び当センターで担っている。

各区市町村からの申請書や診断書等が中部総合精神保健福祉センターに送付され、事務処理及び審査を行い、審査後の受給者証や手帳の発送も行っている。

実績は、中部総合精神保健福祉センターの事業概要に掲載している。

11 東京都災害時こころのケア体制整備事業

【事業目的】

障害者施策推進部精神保健医療課と都内3か所の（総合）精神保健福祉センターが連携し、大規模災害等の緊急時に、被災によって機能しなくなった精神医療の補填、被災した精神障害者や災害ストレスによる被災住民等への対応及び地域精神保健活動の支援等、専門的なこころのケアに関する対応が発災直後から中長期まで円滑かつ迅速に行われるよう、災害等発生時における支援体制の強化を図る。

【根拠】

- （国）「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」（平成26年3月31日付障発0331第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添3災害派遣精神医療チーム体制整備事業実施要綱
- 東京都災害時こころのケア体制整備事業実施要綱（平成31年4月1日付31福保障精第30号）

【事業内容】

(1) 東京都災害時こころのケア体制連絡調整会議の設置

都内発災時における精神科医療体制に関すること、東京都災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team、以下「東京DPAT[※]」という。）の活動等に関することなどについて協議・検討を行っている。また、当会議の下に、災害精神科医療体制作業部会と東京DPAT作業部会を設けて、災害時における精神科の医療体制や東京DPATの活動等に関する具体的な検討を行っている。

※DPAT：大規模災害時に被災者及びその支援者に対し、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム

令和3年度は、災害精神科医療体制作業部会と合同で、東京DPAT作業部会を2回（表11-1、表11-2）開催し、都内発災時を想定した東京DPATの体制整備や東京都災害派遣精神

医療チーム（東京DPAT）マニュアル、東京DPATの訓練などに関する検討を行った。
 なお、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、オンライン開催及び書面開催とした。

表11-1 東京都災害時こころのケア体制連絡調整会議作業部会開催状況

開催日	会議内容
令和3年11月25日(木) オンライン開催	(1) 報告事項 ① 合同会議開催までの経緯 ② 災害拠点精神科(連携)病院の指定状況 ③ 東京DPAT関連研修・訓練の実施状況等 (2) 協議事項 ① 論点1 災害拠点精神科病院、災害拠点精神科連携病院との情報連絡系統の整理 ② 論点2 搬送先調整における役割分担の再整理 ③ 論点3 情報収集方法の確立

表11-2 第5回 東京都災害時こころのケア体制連絡調整会議東京DPAT作業部会

開催日	会議内容
令和4年2月14日(月) 書面開催	(1) 協議事項 『東京都災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）マニュアル』の改訂 (2) 報告事項 ① 災害拠点精神科病院、災害拠点精神科連携病院の指定状況について ② 被災想定と都内の精神科医療情報等について ③ 災害時に想定される搬送手段について (3) その他連絡事項 ① 東京DPAT登録機関の追加について ② 令和4年度年間スケジュール(案)について

(2) 東京DPAT登録機関の確保

令和4年3月末現在、都内30か所の精神科病院とDPAT派遣に関して協定締結を行っている。

(3) 東京都災害時精神保健医療体制研修の実施

災害発生時に精神科医療及び精神保健活動の支援を効果的に行うことができるよう、必要な知識と技術を有する人材の養成を図るため、各種研修を実施している。

ア 東京DPAT養成研修

東京DPAT登録機関の隊員予定者等を対象に、東京DPAT隊員としての基本的な知識と技能の習得を図るものとして実施している。

令和3年度は、表11-3及び11-4のように、講義編と演習を2日間の日程で実施し、参加者43名に対して登録証を発行した。

表11-3 養成研修 講義編1日(Webオンデマンド配信視聴による)

	講義内容	講師
1	東京都の災害医療体制について ・ 発災時の指揮命令系統 ・ 災害医療コーディネーターの活動 ・ DMAT等の活動、EMIS等	福祉保健局 医療政策部 救急災害医療課長(災害医療担当課長事務取扱) 久村 信昌
2	災害医療概論とDPAT活動理念 ・ 災害医療概論：CSCATTT等 ・ DPATの過去の災害時の活動例等	DPAT事務局(厚生労働省委託事業) 次長 河嶋 譲

3	東京都の精神保健医療サービス体制 ・東京都の精神保健医療体制 ・地域精神保健活動について	東京都立中部総合精神保健福祉センター 所長 熊谷 直樹
4	東京DPATについて ・指揮命令系統、派遣要請の流れ ・活動内容 ・災害拠点精神科病院について	東京DPAT統括者 福祉保健局障害者医療担当部長 石黒 雅浩
5	災害時のこころのケア活動 ・被災者の心理とケア ・支援者のメンタルヘルス 等	医療法人社団青山会青木病院 病院長 公益財団法人東京都医学総合研究所 特別客員研究員 飛鳥井 望
6	災害後の子どものこころのケア ・災害が子どもに与える影響とその対応	神奈川県立精神医療センター 連携サポートセンター長 菊地 祐子

表11-4 演習編1日 10月23日(土)

	講義内容	講師
1	ロジスティクス講義 ・ロジスティクス概論 ・通信確保と情報収集・整理 ・EMIS ・災害診療記録とJ-SPEED	DPAT事務局 (厚生労働省委託事業) DPATインストラクター
2	災害演習 地震と本部活動 ・活動拠点本部の設置、運営 ・情報収集・整理 ・被災病院支援等	

イ フォローアップ研修

東京DPAT隊員を対象に、登録期間更新に際して研修受講を義務付け、技能維持・習熟を図るものとして実施している。

令和3年度は、表11-5及び11-6のように、講義編と演習を2日間の日程で実施し、参加者150名に対して登録証を発行した。

表11-5 講義編半日(Web オンデマンド配信視聴による)

	講義内容	講師
1	近年のDPAT活動	DPAT事務局 (厚生労働省委託事業) 次長 河島 讓
2	水害とDPAT活動	国立大学法人 筑波大学 医学医療系 災害・地域精神医学 准教授 茨城県立こころの医療センター 地域・災害支援部長・室長 高橋 晶
3	事前オリエンテーション	東京都立中部総合精神保健福祉センター職員

表11-6 演習編半日 6月30日(水)、7月2日(金)～4日(日)、10月22日(金)

	演習内容	講師
1	災害演習1 【発災直後～超急性期】 ・ 出動と活動拠点本部の設置、情報収集	DPA T事務局（厚生労働省委託事業） インストラクター
2	災害演習2 【急性期】 ・ 病院避難支援 ・ 籠城支援 ・ 負傷入院患者の転送支援 ・ 避難所支援 等	

ウ ファシリテーター養成研修

東京都立（総合）精神保健福祉センター職員を対象として、新規隊員の養成、既隊員の技能維持・向上を図るほか、養成研修及びフォローアップ研修の演習において、演習課題の進行や受講者への助言等を行うファシリテーターの養成を図るため実施している。

令和3年度は、6月9日（水）に養成研修と同内容の1日演習を実施し、3センター職員32名が参加した。

エ 普及啓発研修

災害発生時に関係機関と連携した支援活動が効果的に展開できるよう、災害発生時に被災地において被災住民に対する精神保健活動等に携わる東京都及び区市町村精神保健福祉担当者並びに東京都内の精神科医療機関従事者その他関係機関職員を対象に実施している。

令和3年度は、表11-7のように「災害発生後の子どものこころのケア～「子どものための心理的応急処置：Psychological First Aid for Children」～」と題したオンライン講義形式の研修を実施し、90名が参加した。

表11-7 普及啓発研修開催状況

テーマ	<イントロダクション> 東京都の災害時こころのケア体制～DPA Tの体制整備とPFAの意義～ 東京都立中部総合精神保健福祉センター 職員
	<講義・演習> 災害発生後の子どものこころのケア～「子どものための心理的応急処置： Psychological First Aid for Children」～ 学校法人北里研究所 北里大学病院 研修統括部 臨床研修センター 溝口 拓也 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 国内事業部 プログラムマネジャー 赤坂 美幸 厚生労働省委託事業 DPA T 事務局 DPA T インストラクター 岸野 真由美
日時	令和4年3月9日（水）13時30分～17時
会場	オンライン
参加人数	90名（精神科病院、区市町村、都保健所、（総合）精神保健福祉センター等）

12 その他の精神保健福祉活動への支援

(1) 心神喪失者等医療観察法関連

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」が平成15年7月に成立し、平成17年7月に施行された。

東京都心神喪失者等医療観察制度運営連絡協議会、同専門部会、東京都心神喪失者等医療観察制度地域支援システム検討会に参加し、関係機関との連携を図ってきた。

東京都心神喪失者等医療観察制度地域支援システム検討会は平成26年度末で終了となったため、平成27年度からは東京保護観察所と3（総合）精神保健福祉センターとの連絡会を開催し課題や情報の共有を図っている。

また、当センターは保護観察所立川支部との連携が必要であるため、平成20年より年に1～2回の連絡会を開催し情報共有を行ってきた。加えて、平成30年11月より、保護観察所立川支部と共催で、年1回、地域関係機関職員向けに拡大学習会を開催してきた。

心神喪失者等医療観察法対象者に対しては、指定入院医療機関主催のCPA（Care Program Approach）会議や、東京保護観察所主催の地域のケア会議などに参加し（表12-1）、関係機関と連携を図りながら、地域社会における処遇が適正かつ円滑に実施されるよう、保健所や市町村とともに入院中からの支援を行っている。

令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響で、CPA会議・ケア会議の延期や中止により、CPA会議・ケア会議への参加回数が減っている。

表12-1 CPA 会議・ケア会議参加回数

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
参加回数	154回	138回	140回	83回	98回

(2) 自殺総合対策

地域関係機関の支援として、うつ病や自殺に関連するテーマの講演会などへの講師派遣を行った。

関係機関との連携としては、「自殺総合対策にかかる区市町村連絡会」に参加した。

東京都では自殺対策における一次予防として、自殺予防のための情報提供と普及啓発に取り組んでいるが、9月と3月を「自殺対策強化月間」と定め、この時期に「自殺防止！東京キャンペーン」を実施し、重点的に普及啓発に取り組んでいる。

当センターでも、「自殺対策強化月間」に合わせて、ホームページや「NETWORK たま」を用いて、自殺対策の普及啓発に取り組んできた。

令和3年度も、同様の取組に加えて、発信力強化の一環として、以下の2点の取組を昨年度に引き続き行った。

ア 「NETWORK たま」の（紙面）送付時に、『9月（3月）は自殺対策強化月間です』のメッセージ入りの封緘シールを貼付した。

イ 「東京都こころといのちのほっとナビ～ここナビ」やライフリンク「いのちと暮らしの相談ナビ」のWEBバナーを当センターホームページに通年で掲示した。

(3) 全国の精神保健福祉センターとの連携協力

ア 全国精神保健福祉センター長会

令和3年度全国精神保健福祉センター長会定期総会は、新型コロナウイルス感染症予防の観点からオンラインにより令和3年7月2日（金）に開催され、所長が出席した。各種調査研究への協力、情報交換を行った。

イ 全国精神保健福祉センター研究協議会

令和3年9月27日（月）、28日（火）に、第57回全国精神保健福祉センター研究協議会を東京都にて開催した。当センター及び都立精神保健福祉センター、中部総合精神保健福祉センターの3センターが事務局を担い、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、現地開催及びWeb開催の併用によるハイブリッド方式で開催した。

ウ 関東甲信越ブロック精神保健福祉センター連絡協議会

令和3年度関東甲信越ブロック精神保健福祉センター連絡協議会の役員会が令和3年7月、9月に書面開催された。

連絡協議会は令和3年12月3日（金）にオンライン開催され、職員約16名が参加（部分参加含む）した。センター同士の情報の交換・共有を図った。

テーマ：「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みについて」
「依存症対策」

第2節 生活訓練科

生活訓練科は、医師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、心理職、福祉職等の多職種で構成されている専門性を活かし、デイケア・作業訓練の両部門が協働して思春期・青年期層の利用者を想定した医療デイケア（保険診療上の「精神科デイ・ケア」「精神科ショート・ケア」（いずれも大規模なもの、定員併せて70名））を運営している。

また、「市町村デイケア事業の運営支援」、「地域の福祉的就労支援施設等と連携した精神障害者の就労支援」等の役割を担ってきている。

1 医療デイケア

(1) 概要

デイケアの利用者は、統合失調症、発達障害を含む多様な疾患や特性を有しているため、それらに応じたさまざまな対応や支援が求められている。また、安定した通所の継続や社会性の獲得のために多くの支援を要する利用者の割合が増加してきていることから、個別的な援助・支援だけでなく関係諸機関との連携がますます重要になってきている。

ア 目的

- ① グループ活動や創作活動を通して、対人関係や生活技能の向上を図り、精神障害者の自立と社会参加を促進する。
- ② 心理発達上の過渡期にあり、各種の適応障害を呈している思春期・青年期の利用者に、デイケア活動を通して多面的なアプローチを行うことで、社会適応を促進する。
- ③ 個別担当制による、個々の利用者へのアプローチ（本人及び家族・主治医・福祉的就労施設等の社会資源との連携）を通して、センター利用相談から、利用中及び利用後に至るまでの包括的援助を行う。

イ 目標

デイケアでは、話し合い、スポーツ、料理などのグループ活動を通して仲間をつくる等、新しい体験をしながら、社会生活をしていくうえでの自信や力を身につけることを目指している。

デイケアと地域拠点を並行利用しながら安定的な地域生活への移行を図り、思春期・青年期利用者の就学・復学、パート・アルバイト就労、福祉的就労等、社会生活へつながる援助を積極的に展開することを目標としている。

ウ 利用期間

利用期間は原則1年6か月間で、6か月ごとに利用状況を振り返りアセスメントしている。継続利用の必要性を判断して6か月間の更新を行い、1年6か月後に、更に継続利用が適切と判断された場合には、最大2年間まで利用期間を更新することができる。また、影響が長期にわたる天変地異等の大規模災害、感染症の流行等によりデイケアの活動を中止した場合は、その中止期間分をデイケア利用期間に加えて、通所できる期間の合計が2年間になるように調整を行っている。

さらに、利用終了後もアフターケア期間が1年間あり、社会生活のための支援と相談を継続している。

エ 費用

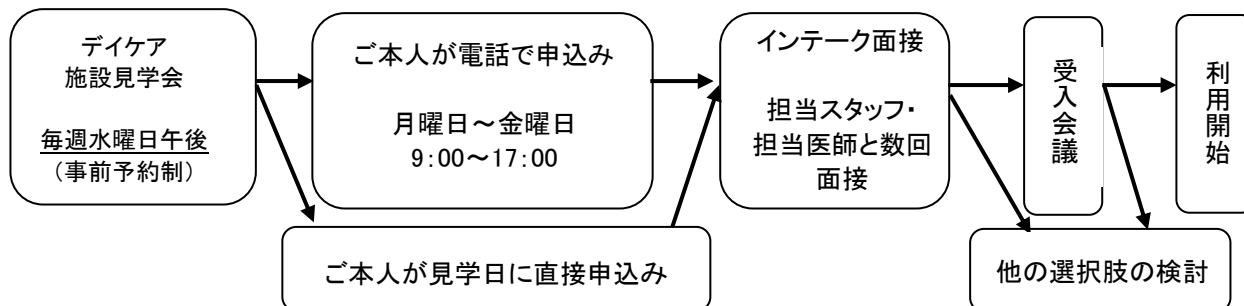
当センターは保険医療機関であり保険診療が適用されるため、初診料、再診料、デイケア料（「精神科デイ・ケア」料、「精神科ショート・ケア」料）等が必要となる。

また、生活保護法の指定医療機関でもある。

オ 対象者

- ① 精神科の診療を受け、自立と社会参加への意欲があり主治医が利用申込みに同意している方
- ② 多摩地域に住まいがある方で、申込み時に中学校卒業以降から概ね40歳程度の方

カ 利用申込みから利用開始までの流れ



キ 週間プログラム

	月	火	木	金
9:30	朝のミーティング			
午前	ビギングループ 生活体験グループ 就労準備グループ	ビギングループ 生活体験グループ 就労準備グループ	ビギングループ 生活体験グループ 就労準備グループ	ビギングループ 生活体験グループ 就労準備グループ
12:30-13:30	昼食			
午後	ビギングループ 生活体験グループ 就労準備グループ	クラブ活動 音楽 アート チャレンジ (スポーツ)	テーマ別活動	スポーツ 多摩総CES
16:30	帰りのミーティング			

(2) 思春期・青年期 デイケアプログラム内容

ア グループ活動

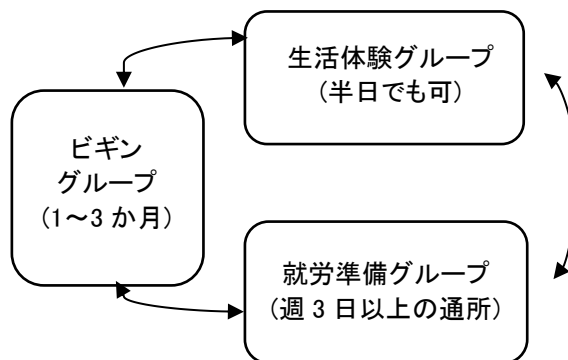
グループとして3つの基本グループに分かれ継続的に参加する。

基本グループとは、デイケアへの導入支援を主目的とするビギングループ、対人関係や生活のスキルアップを主目的とする生活体験グループ、就労へ向けたスキルアップを主目的とする就労準備グループのことである。基本グループは、月曜日は午前・午後を通した活動、火曜日・木曜日・金曜日は午前中を活動時間としている。

① ビギングループ

主に、通所定着支援や個別活動による社会参加の評価を行いデイケアへの導入支援を目的とするグループである。

革細工や寄木細工等の簡単な手工芸による作品作りを中心に、話し合いやゲームも取り入れた活動を行っている。



② 生活体験グループ

主に生活リズムの安定や日常的な対人関係スキルの改善を目指すグループであり、プログラムを通して自己理解を促しながらコミュニケーションの練習を行っていく。

利用者主体で毎月のプログラムメニューを決め、スポーツ、レクリエーション、音楽鑑賞、創作活動等、テーマトーク、グループ内での体験を積み重ねる中で、自己評価を高めていきながら自信をつけることを目的としている。また、プログラム自体を楽しむ体験をすることも目的のひとつである。

③ 就労準備グループ

主に働くことについての基礎的能力の向上を目指すグループである。

原則、週3日以上通所できる人を対象に、作業活動を通して集中力・持続力や協調性を養い、就労することの意味を考えながら就労に必要なマナーや習慣を身に付けるとともに、就労活動に必要な情報や技術の習得を図ることを目的としている。

主たる作業種目である喫茶は、マニュアルに沿った飲み物の準備及び注文受けから配膳にわたる接客作業など、自分の役割を責任を持って遂行しながら共同作業を行う。また、製菓・製パン作業は、専門講師の指示や説明を理解し、正確かつ丁寧に作業をすすめるのが特徴である。工程ごとに区切られているため比較的参加しやすいプログラムになっている（製菓・製パン作業は令和3年10月より就労準備グループの活動ではなくなった。(3)イ①参照）。

イ 基本グループ以外の活動（グループの枠を超えた活動）

火曜日・木曜日・金曜日の午後は、上記の基本3グループの枠を超えて、それぞれの利用者の興味・関心などに基づいて希望する活動を選択して行えるようなプログラム構成となっている。

① クラブ活動

音楽クラブ・アートクラブ・チャレンジクラブに分かれて活動を行う。芸術活動を通じた自己表現による自尊感情の醸成を目指し、またゲームやスポーツを通じての交流を図る。

② テーマ別活動

開始時にミーティングを設定し、利用者それぞれが取り組む内容をそれぞれ出し合い、誘い合う機会を設けて取り組むテーマを決め、その活動を行う。何をするかを自分で決めて一定の時間を過ごす中で、自己決定力の向上などを図る。

③ スポーツ

利用者それぞれ技能の向上や努力を自己達成感へ結びつけていくほか、ルールを守ることやチームワークの大切さを学ぶ。

④ 多摩総CES (Communication Enhancement Session)

発達障害圏の利用者を対象とし、日常生活上の対人関係能力、コミュニケーションスキルの改善を目的として通年実施している。

週に1回、3か月を1クールとし、基本的に2セッションごとに共通のテーマを設定する。設定したソーシャルストーリーの中で、二人が交わすセリフについて「良い、悪い」の態度を表明する good-bad セッションと、自ら場面を設定して台本を作成しロールプレイを行う playbook セッションの二つを交互に行う。セッションは構造化されており、アイスブレイク、学習、プログラム本体、振り返りと一定の流れで実施している。

ウ その他の活動

利用者全員を対象としたプログラム（バスハイク・所外活動・合同学習会など）を年に数回実施し、日常行われているプログラムだけでは得るのが難しい体験や学習を提供する機会を設けている。

家族に対しては、家族学習・懇談会を年に数回実施しており、家族同士の相互交流を図るとともに、精神保健等に関して家族の理解や認識を深める機会を提供している。

また、利用者への個別的な援助・支援と並行して関係諸機関との連携を必要に応じ行いなが

ら、スムーズな定着支援や地域への移行を図っている。

エ デイケア施設見学会

デイケアの利用を検討している本人・家族・関係機関職員等を対象に開催し、デイケアの事業、申込みから利用開始までの流れ、プログラム内容等について説明を行うとともに、デイケアで実際に使用する部屋を案内している。本人が施設見学会に参加した後に、利用の申込みを受け付けている。

開催回数や受入人数については、年度当初は比較的多数を対象とし毎月2回（原則として第2・第4水曜日）の頻度で開催していたが、令和3年8～9月は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止し、令和3年10月からは少人数を対象とし毎週水曜日に1回または2回の開催に変更した。このことにより、感染が拡大しても参加人数を維持しつつ比較的安全に開催を継続できるような運営が可能となった。

(3) 令和3年度の運営状況

ア 新型コロナウイルス感染症対策

令和2年度に引き続き、利用者への体調確認を行うこと、調理や遠方への外出を避けること、密集する場面を避けること、適宜換気を行うことなど感染防止対策に努めながら運営を継続している。

各種プログラムについては、感染状況によらず実施できるよう運営方法を工夫をしながら継続している。また、特に外出を伴うプログラム（所外活動・社会資源見学など）については予定時期の感染状況を鑑みながら実施の可否、及び実施内容を検討してきた。

イ プログラム編成の見直し及び新規プログラムの準備

① 就労準備グループ実施内容の見直し

近年の利用者のニーズの変化に合わせ、喫茶・製菓・製パンの2部門を並行して実施してきたこれまでの形態を見直した。喫茶を中心とした運営に切り替えるとともに、製菓・製パンについては就労準備グループから独立した活動に変更し、楽しみも含めた作業体験の提供を目指すこととした。

② S S T (Social Skills Training) 開始準備

特に若年層の利用者にとって、コミュニケーションの改善は主たる目的であるにもかかわらず、これまでコミュニケーションを直接取り扱うプログラムは発達障害向けの「多摩総CES」のみであった。そのため、統合失調症など他の疾患も対象に含めたプログラムが必要との判断から、「S S T」を令和4年度から開始することとした。招聘する技術講師について検討するとともに、職員向けの研修会及び利用者向けの試行プログラムを実施した。

③ プログラム編成の見直し検討

近年の利用者のニーズの変化に合わせ、利用者個人の目的や事情に合致したきめ細かいプログラム参加計画によりデイケアへの定着をさらに促進することが必要と判断し、プログラム編成全体を見直すことにした。科内会議にて具体的なプログラム編成について検討を重ねるとともに、令和4年度からの切り替えに向けて準備を進めた。

(4) 令和3年度の利用申込み状況（インテーク状況）

利用申込数及び承認数は前年度と比べて微増となった（表1-1）。

利用申込みから利用開始までの状況では、申込み後に取り下げた者は4名であり、利用申込総数に対する割合は減少している（表1-2）。取り下げ理由は、他施設利用への変更等であった。

インテーク援助件数は、インテーク中の対象者に電話や面接等により支援した件数を示している。令和3年度の対象者1名当たりの援助件数は6.68件となり、前年度と比べてやや減

少する結果となった（表1-3）。

インテーク期間は、利用承認者については申込み日から会議日まで平均79日となり、例年より短縮された（表1-4）。

表1-1 申込み及び承認状況 (人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申込数	56	44	50	28	31
承認数	48	38	32	20	21

表1-2 利用申込みから利用開始までの状況 (人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①前年度からのインテーク継続	9	12	9	8	7
②当該年度の利用申込み	56	44	50	28	31
③利用申込み後の取下げ	8	10	19	9	4
インテーク開始前	5	6	7	5	1
インテーク開始後	3	4	12	4	3
④次年度へのインテーク継続	9	9	8	7	13
⑤受入判定件数 ①+②-③-④	48	37	32	20	21
⑥承認	48	37	32	20	21
⑦不承認	0	0	0	0	0
⑧前年度からの利用待機	1	0	0	1	0
⑨承認後の取下げ	0	0	0	0	0
⑩次年度への利用待機	0	0	1	0	0
⑪新規利用者 ⑥+⑧-⑨-⑩	49	37	31	21	21

表1-3 インテーク援助件数 (件)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
作業訓練	電話・文書	204	93	129	97	57
	面接	101	54	122	82	38
	訪問	0	0	1	0	0
	計	305	147	252	179	95
デイケア	電話・文書	150	135	123	98	124
	面接	84	86	49	43	33
	訪問	0	0	0	0	2
	計	234	221	172	141	159
総 計		539	368	424	320	254
対象者1名当たりの援助件数		8.29件	6.75件	7.19件	8.88件	6.68件

表1-4 申込みから承認又は取下げまでの期間

(人)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	承認	取下げ	承認	取下げ	承認	取下げ	承認	取下げ	承認	取下げ
2週間以内	0	2	0	2	0	4	0	1	0	1
～4週間	0	1	0	1	0	3	0	1	0	1
～6週間	3	1	7	2	0	1	0	0	0	1
～8週間	12	0	6	2	9	2	0	1	2	0
～10週間	14	0	12	0	5	2	0	2	7	0
～12週間	8	0	5	1	7	1	1	2	6	0
～14週間	1	1	3	1	4	2	4	0	3	0
～16週間	4	1	2	0	2	3	4	1	2	0
17週以上	6	2	3	1	5	1	11	1	1	1
合計人数	48	8	38	10	32	19	20	9	21	4
平均日数	77.3	64.8	68.5	52.8	82.0	60.0	114.3	68.4	79.0	73.8

(5) 令和3年度の利用状況

令和3年度も、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況の影響等があり、利用延べ人数、1日当たり利用者数ともに減少傾向がみられた。一方で「精神科デイ・ケア」（午前・午後をとおした一日利用）については、令和2年度は中止期間やショートケアのみ実施した期間の影響もあり件数が減少したが、今年度は増加に転じている（表1-5）。

利用者の障害状況の特徴としては、統合失調症圏（F2）が最も多く、次いで神経症圏（F4）と発達障害圏（F8）の順となる傾向が示されている（表1-6）。

利用開始時の平均年齢は、男性が26.5歳、女性が25.9歳であった。年代別の状況は経年の傾向と比較して大きな変動はみられなかった（表1-7）。

相談援助件数（デイケア利用中、インテーク面接中、アフターケア期間中の電話・面接等を合わせた総数）に関しては、やや減少しているものの、経年の実績と同様に4,000件以上の援助件数となっている（表1-8）。

表1-5 デイケア利用状況（「精神科デイ・ケア料」等、診療報酬の算定を含む）

(人)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
新規利用者数		49	38	31	21	21	
利用実人数		133	118	98	79	77	
利用延べ人数		6,250	5,002	4,386	3,285	2,276	
内 訳	「精神科デイ・ケア」(注1)	2,622	1,969	1,748	516	890	
	「精神科ショート・ケア」(注2)	午前	2,457	1,918	1,035	1,464	665
		午後	832	649	1,109	921	519
	その他(再診料のみ)	256	283	292	259	165	
	就労援助利用者数	83	183	202	125	37	
開催日数		195	192	187	159	194	
1日当たり利用者数		32.1	26.1	23.5	20.7	11.7	

注1)精神科デイ・ケア料を算定している延べ人数

注2)精神科ショート・ケア料を算定している延べ人数

表1-6 診断分類別利用者数(ICD-10)

(人・割合)

項目	年度	平成	平成	令和	令和	令和
		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
F0	症状性を含む器質性精神障害	2(1.5%)	0	0	0	0
F1	精神作用物質使用による精神および行動の障害	0	0	0	0	0
F2	統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	47(35%)	36(31%)	31(32%)	22(28%)	23(30%)
F3	気分(感情)障害	29(22%)	21(18%)	13(13%)	11(14%)	13(17%)
F4	神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	9(7%)	12(10%)	16(16%)	18(23%)	21(27%)
F5	生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	0	1(1%)	2(2%)	2(3%)	1(1%)
F6	成人の人格および行動の障害	2(1.5%)	2(2%)	1(1%)	0	0
F7	知的障害(精神遅滞)	3(2%)	4(3%)	3(3%)	3(4%)	2(3%)
F8	心理的発達の障害	36(27%)	37(31%)	31(32%)	22(28%)	15(19%)
F9	小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害および詳細不明の精神障害	5(4%)	5(4%)	1(1%)	1(1%)	2(3%)
計		133	118	98	79	77

表1-7 利用開始時の男女別・年齢別利用者数

(人)

区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
15歳～19歳	7	8	7	6	8	8	13	9	9	15
20歳～24歳	19	14	21	13	15	13	11	6	11	6
25歳～29歳	19	15	19	5	14	8	6	6	6	4
30歳～34歳	13	13	10	10	7	7	9	5	7	6
35歳～39歳	7	7	7	6	4	4	4	6	5	4
40歳～44歳	5	2	7	3	3	4	1	2	0	2
45歳以上	3	1	2	2	1	2	0	1	1	1
小計	73	60	73	45	52	46	44	35	39	38
計	133		118		98		79		77	
平均年齢(歳)	28.7	27.5	28.3	28.5	27.2	27.6	25.6	27.5	26.5	25.9

表1-8 相談援助件数

(件)

区分	年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		デイケア	作業訓練	デイケア	作業訓練	デイケア	作業訓練	デイケア	作業訓練	デイケア	作業訓練
総計		2,193	2,339	2,398	1,831	2,344	2,694	2,135	2,316	1,649	2,407
総数	電話・文書	1,006	1,361	1,109	1,060	1,368	1,360	1,221	1,306	959	1,720
	面接	1,161	939	1,260	732	954	1,279	901	970	684	669
	訪問	26	39	29	39	22	55	13	40	6	18
承認利用者 (注1)	電話・文書	775	1,018	870	839	1,138	990	854	1,040	648	1,110
	面接	1,047	818	1,115	657	884	1,126	836	873	629	593
	訪問	22	37	26	34	19	48	11	37	4	16
未承認利用者 (注2)	電話・文書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面接	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受理相談者 (注3)	電話・文書	150	204	135	93	123	129	98	97	124	57
	面接	84	101	86	54	49	122	43	82	33	38
	訪問	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0
退所後利用者 (注4)	電話・文書	81	139	104	128	107	241	269	169	187	553
	面接	30	20	59	21	21	31	22	15	22	38
	訪問	4	2	3	5	3	6	2	3	0	2

注1)「承認利用者」とは、承認を経てデイケアを利用中の者をいう。

注2)「未承認利用者」とは、承認を経ずにデイケアを利用した者をいう。

注3)「受理相談者」とは、インテーク面接中の者をいう。

注4)「退所後利用者」とは、アフターケア期間中の者をいう。

(6) 令和3年度の退所状況

令和3年度の退所者の平均利用期間は過去5年間では最も長く、約21か月間となった。最長の2年間まで更新し利用した者の割合は70%であった(表1-9)。

転帰(デイケア退所後の進路)に関しては、「作業所利用」、「家庭生活適応」、「就学・復学」の順で割合が多かった(表1-10)。

表1-9 利用期間別退所者数

(人)

期間	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
3か月未満	0	0	2	0	0
3か月～6か月未満	1	0	1	0	0
6か月～12か月未満	6	6	0	1	4
12か月～18か月未満	8	6	6	3	2
18か月～24か月未満	9	8	1	3	6
24か月	29	31	30	16	28
平均利用月数	19.4	19.5	15.7	16.3	21.0

注)令和2年度の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発令等に伴うデイケア利用中止期間(73日間)に在籍していた利用者には、不利益が生じないように、通所可能な期間が2年間となるように調整している。表中の利用期間も、利用中の中止期間を含まないものとして集計を行った。

表1-10 転帰別退所者数

(人)

年度 退所理由	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
就学・復学	5	9	2	3	7
就労・復職	5	3	5	0	3
作業所利用	13	9	17	9	13
家庭生活適応	19	18	13	4	9
他施設の利用	6	7	1	7	4
在宅療養	2	3	1	0	2
入院	2	1	0	0	2
その他	1	1	1	0	0
計	53	51	40	23	40

(7) 令和3年度の家族学習・懇談会、デイケア施設見学会の開催状況

家族学習・懇談会は、新型コロナウイルス感染防止対策を行いながら例年どおり職員紹介や医師講演、事業所職員による講演等を企画し、参加延べ人数は減少したものの（表1-11）、参加いただいた家族には好評であった。利用者と家族が合同で実施するプログラムや社会資源の見学については、感染拡大防止の観点から実施を見合わせた。

デイケア施設見学会については、年度途中で開催頻度や受入人数の見直しを行った影響もあり（(2)エ参照）年間の参加人数は前年度より増加した（表1-12）。

表1-11 家族学習・懇談会の開催状況

(回数・人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
回数	6	8	6	3	3
参加延べ人数	107	95	96	57	36

表1-12 デイケア施設見学会の開催状況

(回数・人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
回数	24	24	22	13	40
参加人数	228	185	169	97	122

注)見学会の開催頻度は、これまでの毎月2回から、令和3年10月より毎週1～2回に変更となった。

((2)エ参照)

2 地域活動支援

自治体によっては、独自に精神障害者に対するデイケア事業を運営している。

当センターでは、地域活動支援として市からの要請に応じて、運営方法やプログラム内容等の検討会議に参加し、情報提供等の支援を行っている。令和3年度は八王子市保健所における精神保健事業の一環として、「精神保健グループ（デイケア）運営会議」に出席した（令和4年2月25日開催）。

また、人材育成の一環として実習研修の受け入れを行っている。今年度は昨年度に引き続き感染防止に配慮しながら可能な範囲で受け入れを進めてきた（表2-1）。

表2-1 思春期・青年期デイケア実習・研修受け入れ状況

実習研修内容	支援内容
通所部門実習研修	主に多摩地域の精神保健福祉活動に従事する関係機関職員を対象にデイケア業務を実際に体験して頂く実習を実施している。令和3年度は前期(6~7月)に2名、後期(11月~12月)に2名を受け入れた。
精神保健福祉士実習	他部門と協力しながら大学や専門学校等からの実習生を受け入れている。令和3年度は2名を受け入れた。
公認心理師実習	他部門と協力しながら大学等からの実習生を受け入れている。令和3年度は4日間の実習を1名受け入れた。
多摩総CES	多摩総CESとは発達障害がある方向けの心理教育(コミュニケーションを学ぶプログラム)であり、地域支援として公共機関・事業所・病院・学校などから見学者を受け入れている。令和3年度は計6名(7回)の見学を受け入れた。

第3節 各課・科共通

1 令和3年度利用者数（利用者の居住地別）

医療圏	管轄保健所	市 町 村	相談担当	デイケア	アウトリーチ
西多摩	西多摩	青梅市	9	0	0
		福生市	1	0	0
		羽村市	3	0	0
		瑞穂町	3	0	1
		奥多摩町	0	0	0
		あきる野市	7	0	1
		日の出町	0	0	0
		檜原村	0	0	0
南多摩	八王子市	八王子市	100	18	3
	町田市	町田市	45	16	2
	南多摩	日野市	26	9	0
		多摩市	44	15	1
		稲城市	9	3	0
北多摩南部	多摩府中	調布市	16	1	0
		狛江市	6	4	0
		府中市	39	4	1
		小金井市	9	1	1
		武蔵野市	5	0	1
		三鷹市	17	2	0
北多摩西部	多摩立川	立川市	25	0	0
		昭島市	13	0	0
		国立市	15	1	0
		国分寺市	10	0	0
		東大和市	6	1	0
		武蔵村山市	8	0	1
北多摩北部	多摩小平	小平市	15	0	0
		西東京市	15	0	0
		東村山市	12	0	0
		清瀬市	0	0	0
		東久留米市	15	0	0
多摩地域小計			473	75	12
東京都中部地域*1			3	0	0
東京都東部地域*2			1	0	0
他県・その他			5	2	0
合計			482	77	12

注1) *1 中部総合精神保健福祉センターの担当地域を指す。

注2) *2 精神保健福祉センターの担当地域を指す。

2 令和3年度援助件数（援助対象者の地域別）

医療圏	管轄保健所	市 町 村	電話相談件数	技術援助件数	組織育成件数	研修受講者数
西多摩	西 多 摩	青 梅 市	72	85	0	75
		福 生 市	36	14	0	13
		羽 村 市	44	29	0	9
		瑞 穂 町	6	36	1	53
		奥 多 摩 町	0	0	0	3
		あ き る 野 市	41	29	2	7
		日 の 出 町	12	0	0	13
		檜 原 村	0	0	0	1
南多摩	八 王 子 市	八 王 子 市	758	339	33	388
		町 田 市	508	97	54	125
	南 多 摩	日 野 市	392	6	17	31
		多 摩 市	1,068	56	12	78
		稲 城 市	95	3	1	19
北多摩南部	多 摩 府 中	調 布 市	332	20	16	113
		狛 江 市	191	2	27	22
		府 中 市	603	206	0	123
		小 金 井 市	383	31	5	24
		武 蔵 野 市	181	59	1	71
		三 鷹 市	624	89	13	99
北多摩西部	多 摩 立 川	立 川 市	431	497	5	150
		昭 島 市	421	32	0	100
		国 立 市	218	24	0	38
		国 分 寺 市	225	20	16	52
		東 大 和 市	49	38	0	38
		武 蔵 村 山 市	151	28	7	19
北多摩北部	多 摩 小 平	小 平 市	273	163	38	132
		西 東 京 市	428	3	8	159
		東 村 山 市	80	21	32	37
		清 瀬 市	185	12	0	22
		東 久 留 米 市	143	0	0	48
多 摩 地 域 小 計			7,950	1,939	288	2,062
東 京 都 中 部 地 域 * 1			119	118	6	142
東 京 都 東 部 地 域 * 2			63	31	3	144
他 県 ・ そ の 他			627	11	5	27
合 計			8,759	2,099	302	2,375

注1) * 1 中部総合精神保健福祉センターの担当地域を指す。

注2) * 2 精神保健福祉センターの担当地域を指す。

事業概要（令和4年版）

令和4年9月発行 登録番号（4）2

編集・発行 東京都立多摩総合精神保健福祉センター
東京都多摩市中沢2丁目1番地3
電話 042（376）1111（代）
印刷所 社会福祉法人 東京コロニー

リサイクル適性 (B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。

